

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	スイス農業法の概要—直接支払制度を中心として—
他言語論題 Title in other language	Agricultural Legislation in Switzerland: A look at the Direct Payment System
著者 / 所属 Author(s)	樋口 修 (HIGUCHI Osamu) / 国立国会図書館調査及び立法考査局専門調査員 農林環境調査室主任
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	871
刊行日 Issue Date	2023-7-20
ページ Pages	19-48
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	現行のスイス連邦憲法の農業関連条項及び「1998年4月29日の農業に関する連邦法」(農業法)の概要を、その中心的な政策手段である直接支払に重点を置いて紹介する。

* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰(めいせき)性等の観点からの審査を経たものです。

* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

スイス農業法の概要

—直接支払制度を中心として—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
専門調査員 農林環境調査室主任 樋口 修

目 次

はじめに

I 連邦憲法の農業関連条項と農業法

- 1 農業に関する連邦憲法の規定
- 2 農業法の構成

II 直接支払制度

- 1 直接支払制度の構造
- 2 直接支払の受給要件
- 3 各給付金制度の概要

おわりに

キーワード：スイス、農業法、農業政策、直接支払、エコロジーの実施証明、生物多様性、
景観、放牧、食料安全保障、農業生産資材

要 旨

- ① スイスは、主要先進国の中でも、山岳地域が多く平野が少ない等の点で我が国に比較的類似しており、食料・農業・農村関係の状況も我が国と比較的類似している。このため同国の農業関係法令及び農業政策の動向は、我が国の食料・農業・農村基本法の検証・見直しに際しても、多くの示唆を含んでいると考えられる。本稿ではこの点を踏まえ、スイス連邦憲法の農業関連条項及び「1998年4月29日の農業に関する連邦法」(農業法)の概要を、その中心的な政策手段である直接支払に重点を置いて紹介する。
- ② スイス農業政策の根拠となっている最も重要な連邦憲法の条文は、農業に関する第104条(農業条項)と、食料安全保障に関する第104a条である。後者は2017年の国民投票により採択された新しい条項であり、2023年5月末の時点で農業法制定の根拠条文にはなっていない。第104a条の農業関係法令及び農業政策への展開の在り方は、今後の大きな論点の1つである。
- ③ 農業法は合計11の編(Titel)と付表から構成されている。農産物の生産と販売に関する一般的な条件(枠組み条件)を規定する第2編では、連邦が、農産物の安全性、消費者保護及び国内への供給に必要な点を考慮して枠組み条件を設定することを定める。生産と販売に関する措置では、標準契約の締結等、生産者団体・業界団体が重要な役割を果たしている。
- ④ 直接支払は、連邦農業予算の約4分の3を占める、現在のスイスにおける中心的な農業政策手段であり、農業法では第3編に関連規定が置かれている。現行の直接支払制度は、連邦憲法第104条(特に同条第3項第a号)を根拠とし、構造的・社会的な参入・制限基準とエコロジー的实施証明(環境親和要件の実践)を受給要件として、中核的な5本柱の制度(農耕景観給付金、供給保障給付金、生物多様性給付金、景観質給付金、生産システム給付金)と、過渡的な2制度(資源効率給付金、移行給付金)から構成されている。このうち最も予算規模の大きな制度は、供給保障給付金である。また、スイスの広大なアルプスの景観の保護・保存は、適切な草食動物の利用(すなわち乳牛の放牧)によってのみ可能であるという認識に立ち、夏期に山麓の農業者から家畜の預託を受けてアルプ(森林限界を超える高山放牧地)に上げ、放牧・搾乳を行い、チーズを製造する夏期放牧(及びそれを行う夏期放牧経営体)に対しては、直接支払制度の上でも、特に手厚い措置がなされている。

はじめに

令和4(2022)年9月9日、岸田文雄内閣総理大臣は、政府の食料安定供給・農林水産業基盤強化本部の第1回会合において、全ての農政の根幹である食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)について、制定後約20年間で初めての法改正を見据え、関係閣僚連携の下、総合的な検証を行い、見直しを進めるよう指示を行った⁽¹⁾。これを受けて同年9月29日、野村哲郎農林水産大臣は、食料・農業・農村政策審議会に対して、食料、農業及び農村に係る基本的な政策の検証及び評価並びにこれらの政策の必要な見直しに関する基本的事項に関するについて諮問を行った⁽²⁾。この諮問に関する事項を調査審議するため、食料・農業・農村政策審議会の下に新たに基本法検証部会が設置され、令和4(2022)年10月以降、同部会において、食料・農業・農村基本法の検証と見直し等に関する調査審議が行われている。

主要先進国の中でも、スイスは、山岳地域が多く平野が少ない等の点で我が国に比較的類似しており⁽³⁾、食料自給率等の食料・農業・農村関係の状況も我が国と比較的類似している⁽⁴⁾。このため同国の農業関係法令及び農業政策の動向は、我が国の基本法検証・見直しに際しても、多くの示唆を含んでいると考えられる。

以上を踏まえ、本稿では、スイス連邦憲法の農業関連条項及び「1998年4月29日の農業に関する連邦法」(以下「農業法」又は「法」という。)⁽⁵⁾の概要を、特にその中心的な政策手段である直接支払に重点を置いて紹介する。

なお、特に言及のない限り、法令の条文は、スイスの内閣に当たる連邦参事会(Bundesrat)ウェブサイト内のFedlex(連邦法出版プラットフォーム)の「法令体系集成」(Systematische Rechtssammlung)のうち、「国内法」(Landesrecht)⁽⁶⁾に掲載されている、2023年1月1日内容現在の公用語の1つであるドイツ語版テキストに依拠し、原語も原則としてドイツ語のものを引用した。ただし、一部で同日現在の他の公用語の1つであるフランス語版テキスト、非公式の英語訳テキストも参照した。

*本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2023年5月31日である。

- (1) 「第1回食料安定供給・農林水産業基盤強化本部 議事要旨(未定稿)」[2022.9.9], pp.3-4. 首相官邸ウェブサイト <<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/nousui/pdf/gijiyousi.pdf>>; 「内閣官房長官記者会見 令和4年9月9日(金)午前」同 <https://www.kantei.go.jp/jp/tyoukanpress/202209/9_a.html>
- (2) 「食料・農業・農村政策審議会会長宛て農林水産大臣諮問(4政第162号 令和4年9月29日)」(第39回食料・農業・農村政策審議会 資料2) 農林水産省ウェブサイト <<https://www.maff.go.jp/council/seisaku/attach/pdf/20220929-4.pdf>>
- (3) スイスは地理学的にアルプス山脈(国土全体の約58%)、中部平原(同約31%)、ジュラ山脈(同約11%)の3つの部分に分かれている(「スイスを発見する: 地理—統計データ」Eidgenössisches Departement für auswärtige Angelegenheiten (EDA) website <<https://www.eda.admin.ch/aboutswitzerland/ja/home/umwelt/geografie/geografie---fakten-und-zahlen.html>>)。他方、我が国は、火山地・丘陵を含む山地の面積が国土の約75%を占める(建設省国土地理院『日本国勢地図 新版』日本地図センター, 1990, p.5. <https://www.gsi.go.jp/atlas/archive/j-atlas-d_2j_02.pdf>)。
- (4) 例えば2019年における主要先進国のカロリーベースの食料自給率は、日本38%に対して、アメリカ121%、カナダ233%、イギリス70%、フランス131%、ドイツ84%、イタリア58%、スイス50%、韓国35%、オーストラリア169%である(農林水産省『食料需給表 令和3年度』pp.310-311. e-Stat 政府統計の総合窓口ウェブサイト <<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/file-download?statInfId=000040035271&fileKind=4>>)。
- (5) Bundesgesetz über die Landwirtschaft vom 29. April 1998. <https://www.fedlex.admin.ch/eli/cc/1998/3033_3033_3033/de>
- (6) “Systematische Rechtssammlung.” Fedlex: Die Publikationsplattform des Bundesrechts website <<https://www.fedlex.admin.ch/de/cc/internal-law/1>>

I 連邦憲法の農業関連条項と農業法

1 農業に関する連邦憲法の規定

農業法は、その冒頭の制定文で、同法制定の根拠となった連邦憲法の条文を挙げている。

農業法は1998年4月29日に公布され、一部の規定を除いて1999年1月1日から施行されたが、その公布及び施行の時点では、1874年制定の連邦憲法（Bundesverfassung der Schweizerischen Eidgenossenschaft vom 29. Mai 1874. 以下本稿では「旧憲法」という。）が、累次にわたる改正を経て施行されていた。このため制定時の農業法⁽⁷⁾では、同法制定の根拠として、旧憲法の条文（第31条の2、第31条の8、第32条、第64条の2、の4か条）を挙げている。

旧憲法を全面改正した現行の連邦憲法（Bundesverfassung der Schweizerischen Eidgenossenschaft vom 18. April 1999）は、1999年4月18日の国民投票で採択され、2000年1月1日から施行された。農業法の制定文は、同法の制定の根拠を示すものであるため、現行の連邦憲法施行後も、そのまま旧憲法の条文を挙げる状態が継続していたが、2017年1月1日に施行された商標保護法⁽⁸⁾の改正に伴う農業法改正の機会に改められ、2017年1月1日以降は、現行の連邦憲法の条文が、農業法制定の根拠として挙げられ施行されている。

2023年5月末現在の農業法（2023年1月1日時点の施行内容のもの。以下「現行農業法」という。）において、制定の根拠として挙げられている連邦憲法の条文は、第45条、第46条第1項、第102条～第104条、第120条、第123条、第147条である。

この中で農業との関連が特に密接であるのは、農業に関する第104条、国による供給に関する第102条、構造政策に関する第103条、人以外の領域における遺伝子技術に関する第120条である⁽⁹⁾。また、農業法制定の根拠として挙げられてはいないが、農業と特に密接な関係を有する連邦憲法の条文としては、食料安全保障に関する第104a条がある。スイスの農業立法の基盤として、第104条と共にこの第104a条を重視する論者も見られる⁽¹⁰⁾。

2023年5月末現在（2023年2月13日時点の施行内容のもの）の、農業に関する主要な連邦憲法の内容は、次のとおりである⁽¹¹⁾。

(1) 連邦憲法第104条

連邦憲法第104条は、「農業条項」（Landwirtschaftsartikel）とも呼ばれ、農業に関する最も重要な連邦憲法の規定である。農業条項は1996年6月9日の国民投票により採択され、第31条の8として旧憲法に盛り込まれ、同日から発効した。全面改正により、この旧憲法第31条の8の内容は、現行の連邦憲法第104条に移行された。

(7) 脚注(5)の法律を参照。

(8) Bundesgesetz über den Schutz von Marken und Herkunftsangaben vom 28. August 1992. <https://www.fedlex.admin.ch/eli/cc/1993/274_274_274/de> 農業法は、地理的商標や地理的表示等の点で商標保護法と関連する。

(9) なお、連邦憲法第45条は連邦の意思形成への邦の関与、第46条第1項は邦による連邦法の実施、第123条は刑法、第147条は邦、政党及び関係団体の意見表明の手続に関して、それぞれ規定している。

(10) Robert Huber, *Einführung in die Schweizer Agrarpolitik*, Zürich: vdf Hochschulverlag AG an der ETH Zürich (vdf), 2022, p.133. <https://vdf.ch/index.php?route=product/product/download&eo_id=9154&product_id=2288>

(11) スイス連邦憲法の内容を解説し条文の翻訳を付した文献としては、山岡規雄『各国憲法集（6）スイス憲法』（調査資料2012-3-b 基本情報シリーズ12）国立国会図書館調査及び立法考査局，2013。<https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8180562_po_201203b.pdf?contentNo=1> がある。連邦憲法に関する本稿の記述は、この著作に負うところが大きい。ただし、本稿で示した憲法条文の邦訳は、本稿の筆者によるものである。

同条の第1項は、農業が、持続しかつ市場へ方向づけられた生産を通じて、①住民への安全確実な供給、②自然的生活基盤の維持及び農耕景観の保存、③国土居住の分散のために本質的な貢献を行うよう連邦が配慮することを定める。

第2項は、連邦が、通常期待し得る農業の自助努力を補完することにより、及び必要な場合には経済的自由の原則から逸脱して、土地を経営する農民の経営体を支援することを定める。

第3項は、農業がその多機能的な責務を満たすように連邦が措置を講じることを定め、連邦が特に、次の①～⑥を行う権能と責務を有することを定める。①エコロジーの実施証明を必要条件として、農業者が提供する実践の成果に見合った報酬を達成するため、直接支払によって農業者の収入を補完すること（第a号）、②経済的に価値を有する誘導手段によって、特に自然・環境及び動物親和的な農業生産方式を支援すること（第b号）、③食品の産地、品質、生産方法及び加工方式の表示について法令を定めること（第c号）、④肥料、化学製品及びその他の補助物質の過度の使用による侵害から環境を保護すること（第d号）、⑤農業に関する研究、助言（普及）及び教育を促進し、（農業に関する）投資に対する支援を与え得ること（第e号）、⑥農民の土地所有の強化について法令を定め得ること（第f号）。

第4項は、連邦が、第1項から第3項の目的のために、農業の領域に目的を特定した財源及び連邦一般財源を充当することを定める。

(2) 連邦憲法第104a条

食料安全保障に関する連邦憲法第104a条は、2017年9月24日の国民投票により採択され、同日から発効した。この改正は、2014年7月8日に、農業者団体であるスイス農民連盟（Schweizer Bauernverband: SBV）が、連邦憲法に食料安全保障に関する条項を追加するよう、国民発議を行ったことに端を発する⁽¹²⁾。当該発議の内容は専ら国内農業生産の維持を目指すものであり、広範な支持を獲得するにはより包括的な内容が必要であったことから、連邦議会（全邦議会（Ständerat. 上院）と国民議会（Nationalrat. 下院））は、2017年3月14日、全邦議会経済・税制委員会の採択案（2016年11月3日）を対案として決定し、SBVもこの対案に納得して原案を取り下げたため、対案のみが国民投票に付され採択された⁽¹³⁾。

同条は、住民への食料の供給を保障するため、連邦が、①農業生産の基盤、特に耕地の確保（第a号）、②その場所に適合した資源効率的な食料生産（第b号）、③市場のニーズに対応した農業及び食品産業（第c号）、④農業及び食品産業の持続可能な発展に寄与する国境を越えた貿易関係（第d号）、⑤資源に優しい食料品の取扱い（第e号）のために必要な前提条件を整備することを規定する。ただし上述のように、第104a条の発効は2017年9月24日であるため、同条は1998年に公布された農業法の制定の根拠規定にはなっていない。

(3) 連邦憲法第102条

連邦憲法第102条は、国による供給について規定する。同条は第1項で、連邦が、力の政策による脅威又は戦争の脅威の場合及び経済が自力で対処することができない重大な不足状況の

(12) 平澤明彦「スイスの食料安全保障と国民的合意の形成」『日本農業年報』65号, 2019.12, p.144. スイスでは、18か月以内に10万人の署名を集めれば、国民が憲法改正の発議を行うことができる（連邦憲法第138条第1項〔全面改正の場合〕及び第139条第1項〔部分改正の場合〕）。

(13) 同上, pp.144-145.

場合に、生命のために特に重要な財及びサービスの国による供給を保障すること、また、連邦が予防措置を講じることを定める。また第2項で、連邦は、必要な場合には、経済的自由の原則から逸脱できることを定める。

この第102条と前述の第104a条の違いについては、例えば、前者が（食料に限定されない）物資等の緊急時の短期的な供給を規定するのに対し、後者は長期的な食料供給能力の維持を目指すものであるとの説明がなされている⁽¹⁴⁾。国による供給について定めるスイスの「2016年6月17日の経済に関する国の供給に関する連邦法」（いわゆる備蓄法）⁽¹⁵⁾は、この連邦憲法第102条だけを制定の根拠として挙げており、第104条及び第104a条は挙げていない。

(4) その他

連邦憲法第103条は、構造政策に関する規定であり、連邦が、経済的に脅かされている地域を支援し、並びに通常期待し得る自助措置ではその存続が十分に保障されない場合には、経済部門及び職業を援助できること、また、連邦は、必要な場合には、経済的自由の原則から逸脱できることを定める。

連邦憲法第120条は、人以外の領域における遺伝子技術に関する規定であり、連邦が、動物、植物及びその他の有機体の生植物質及び遺伝物質の取扱いについて法令を制定し、当該制定に際して、連邦は、被造物の尊厳並びに人間、動物及び環境の安全を考慮し並びに動植物種の遺伝的な多様性を保護することを定める。

2 農業法の構成

農業法は、一般原則（第1編）、生産及び販売の枠組み条件（第2編）、直接支払（第3編）、天然資源の持続可能な利用（第3a編）、社会的随伴措置（第4編）、構造改善（第5編）、研究及び助言、動植物育種の促進並びに遺伝資源（第6編）、植物保護及び生産資材（第7編）、追加規定（第7a編）、異議申立て、管理措置及び罰則（第8編）、最終規定（第9編）の合計11の編（Titel）と付表から構成されている。現行農業法の概要は次のとおりである。

(1) 一般原則（第1編）

農業法の第1編「一般原則」（法第1条～第6b条）では、農業政策を実施するための概念的な基礎を規定する。

法第1条では、連邦憲法第104条第1項で規定された農業に関する連邦の役割が、農業政策の目的として再度規定される。すなわち、①住民への安全確実な供給（第a号）、②自然的生活基盤の維持（第b号）、③農耕景観の保存（第c号）、④国土居住の分散（第d号）である⁽¹⁶⁾。これに加えて、農業法では2013年の法改正⁽¹⁷⁾により、新たに⑤動物福祉の保障（第e号）が

(14) 平澤明彦「日本とスイスの食料安全保障政策」（農林中金総合研究所記者等懇談会 講演資料）2020.9.16, p.39. 農林中金総合研究所ウェブサイト <<https://www.nochuri.co.jp/genba/pdf/otr20201013-1.pdf>>

(15) Bundesgesetz über die wirtschaftliche Landesversorgung vom 17. Juni 2016. <<https://www.fedlex.admin.ch/eli/cc/2017/308/de>> なお、同法の解説及び試訳としては、例えば、樋口修「スイスの新しい安定供給対策法（備蓄法）—2016年6月17日の経済に関する国の供給に関する連邦法—（資料）」『レファレンス』799号, 2017.8, pp.57-83. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10856648_po_079903.pdf?contentNo=1> がある。

(16) ただし既に見たように、連邦憲法第104条第1項では、②と③が併せて1つの号で規定されている。

(17) Bundesgesetz über die Landwirtschaft (Landwirtschaftsgesetz, LwG). Änderung vom 22. März 2013 (Amtliche Sammlung (AS) 2013 3463). <<https://www.fedlex.admin.ch/eli/oc/2013/646/de>>

農業政策の目的として農業法独自に付け加えられ、2014年1月1日から施行された。したがって、農業法に定める農業政策の目的は、現在、上記①から⑤の5つである。

法第5条は、農業法の措置が、持続可能に経営される経済効率の高い農業経営体が、数年間にわたる平均で、地域内で他の職業に就いている住民の所得に匹敵する所得を達成し得よう努めることを規定する（第1項）。当該の所得水準を農業経営体の所得が大幅に下回った場合、連邦参事会は、所得状況改善のために一時的な措置を講じる（第2項）。

法第6条は、農業政策の最も重要な任務に対する予算は、最長4年の期間で議決することができる旨を定める。2022-2025年の農業予算は総額139億5700万スイスフラン（約2兆199億円）⁽¹⁸⁾であり、2021年6月3日に承認された⁽¹⁹⁾。このうち2022年のスイスの連邦農業・食料予算は36億5900万スイスフラン（約5295億円）であり、その約4分の3に相当する28億スイスフラン（約4052億円）が、直接支払に支出されている⁽²⁰⁾。

このほか第1編では、連邦の農業政策の主な措置の種類（法第2条）、「農業」の概念⁽²¹⁾と農業法の適用範囲（法第3条）、農業法の適用に際しての山岳地域及び丘陵地域における困難な生活・生産条件への配慮義務（法第4条）等が規定される。また、2021年の農業法改正⁽²²⁾により、2030年までに植物の栄養素（窒素及びリン）の農業（農地等）からの流出を2014-2016年の平均値との比較で適切に削減する等の、栄養素流出防止に関する規定（法第6a条）と、2027年までに地表水、人為的な影響を受けながらも自然の生息地に類似した状態が保たれている自然に近い生息地及び地下水の汚染リスクを2012-2015年の平均値との比較で50%削減する等の、植物保護製品（Pflanzenschutzmittel. 農薬等）の使用による人間、動物及び環境に対するリスク軽減に関する規定（法第6b条）の2か条が追加され、2023年1月1日から施行されている。

(2) 生産及び販売の枠組み条件（第2編）

農業法の第2編「生産及び販売の枠組み条件」（法第7条～第64条）⁽²³⁾では、農産物の生産と販売に関する一般的な条件（枠組み条件（Rahmenbedingungen））を定める。

同編は、冒頭の第7条で、農業部門が持続可能かつ費用効率的な方法で生産することができ、かつ、農産物の販売から可能な限り最高の市場収益を達成できるような方法で、連邦が当該枠組み条件を設定し（第1項）、かつ、その設定に際しては、連邦は、農産物の安全性、消費者保護及び国内への供給の必要性を考慮しなければならない（第2項）ことを規定する。その上で同編は5つの章を置き、まず一般的経済規定（第1章：法第8条～第27b条）を定め、次いで酪農（第2章：法第28条～第45条）、畜産（第3章：法第46条～第52条）⁽²⁴⁾、耕種農業（第

(18) 本稿では特に断りのない限り、スイスフランの邦貨換算には、日本銀行国際局「報告省令レート（2023年5月分）」2023.4.20. <https://www.boj.or.jp/about/services/tame/tame_rate/syorei/data/hou2305.xlsx> に基づき換算した1スイスフラン=144.72円を、時期にかかわらず使用する。

(19) Eidgenössische Finanzverwaltung (EFV), “Der Bundeshaushalt im Überblick: Rechnung 2022,” p.9. <https://www.efv.admin.ch/dam/efv/de/dokumente/Finanzberichte/bufi/haushalt_gesamt.pdf.download.pdf/haushalt_gesamt.pdf>

(20) *ibid.* なお、2022年の連邦予算に占める農業・食料予算の比率は約4.5%である（*ibid.*）。

(21) 例えば、生産現場での農畜産物の加工、保管及び販売は、「農業」に含まれる（法第3条第1項第b号）。

(22) Bundesgesetz über die Verminderung der Risiken durch den Einsatz von Pestiziden (Änderung des Chemikaliengesetzes, des Gewässerschutzgesetzes und des Landwirtschaftsgesetzes) vom 19. März 2021 (Amtliche Sammlung (AS) 2022 263). <<https://www.fedlex.admin.ch/eli/oc/2022/263/de>>

(23) 第2編第5章（ワイン産業）に含まれていた法第65条～第69条は、現在廃止されている。

(24) 第2編第3章に含まれていた法第53条は、現在廃止されている。

4章：法第54条～第58条)⁽²⁵⁾、ワイン産業（第5章：法第60条～第64条）の営農類型別に、それぞれ枠組み条件を規定している。

(i) 一般的経済規定

第2編第1章では、各営農類型に共通する一般的経済規定が定められる。

(a) 自助の原則

生産及び販売の分野における多くの措置の中心には、自助の原則（Prinzip der Selbsthilfe）が置かれている⁽²⁶⁾。すなわち、農産物の品質向上や販売促進、生産や供給を市場の要求に適合させるのは生産者団体又は関連する業界団体⁽²⁷⁾の責任であり（法第8条第1項）、原則として連邦が国内の農産物市場に直接介入することはない⁽²⁸⁾。この点は、国家が販売量や価格を直接規制していた20世紀の農業政策との重要な相違点であるとされている⁽²⁹⁾。ただし、自助の原則はスイス農業の規制水準が低下したことを意味するものではなく、規制の任務が公法の枠組みから私法の枠組みに移されただけであるとも考えられている⁽³⁰⁾。

連邦は法第8条第1項に基づく自助措置を支援する。一定の要件を満たす団体によって集团的に決定された自助措置が、それに参加しない（遵守しない）企業によって危険にさらされている場合、連邦は命令を発することができる（法第9条第1項）。また、法第9条第1項にいう諸条件が満たされている状況の下で、ある団体が、法第8条第1項に基づく自助措置の実施資金を調達するために当該団体の構成員から拠出を受けた場合、連邦参事会は、当該団体の構成員ではない者に対しても、当該自助措置の実施資金を調達するために拠出することを義務付けることができる（法第9条第2項）⁽³¹⁾。この規定により、自助措置に参加せずに自助措置の恩恵を受ける、いわゆるフリーライダー（ただ乗りする者）を防ぐことができる⁽³²⁾。

連邦参事会は、生産や供給を市場の要求に適合させる分野において構造的な問題ではない（すなわち、生産構造や供給構造等に起因しない）異常な展開が発生した場合には、命令を発することができる（法第9条第3項）。また、連邦は、農産物価格の暴落を回避するため、市場救済のための一時的な措置の費用を拠出することができる（法第13条第1項）⁽³³⁾。

(b) 生産者団体・業界団体の役割

したがって、現在のスイスの食料・農業部門においては、生産者団体・業界団体が重要な役割を果たしている。業界団体は標準契約（Standardvertrag）を作成することができ（法第8条第1の2項）、後述するように酪農部門においては、標準契約が中心的な政策措置となっている。

また、ある農産物の生産者団体又は関連する業界団体は、当該農産物の供給者と購買者が合意した国又は地域レベルの標準価格（Richtpreis）を公表することができる（法第8a条第1項）。

(25) 第2編第4章に含まれていた法第56条～第57条及び第59条は、現在廃止されている。

(26) Huber, *op.cit.*(10), p.138.

(27) 業界団体（Branchenorganisation）とは、ある農産物に関する生産者と加工業者（及び必要に応じて取引業者）との結合をいう（法第8条第2項）。主な業界団体には、酪農のBOM（Branchenorganisation Milch）、食肉のプロビアンデ（Proviande）、穀物のスイスグラナム（swiss granum）等がある（*ibid.*, p.138.）。

(28) *ibid.*, p.138. なお現在、連邦が農産物市場に介入する例外的事態としては、イースターエッグ等による一時的な需要急増に対応し、復活祭（イースター）後に供給過剰となった鶏卵市場等が挙げられる（*ibid.*）。

(29) *ibid.*

(30) *ibid.*

(31) ただし、非構成員からの拠出は、当該団体の管理費用に充当してはならない（法第9条第2項）。

(32) “Branchenorganisationen.” Bundesamt für Landwirtschaft (BLW) website <<https://www.blw.admin.ch/blw/de/home/instrumente/qualitaets--und-absatzfoerderung/branchenorganisationen.html>>

(33) ただし、この一時的費用の拠出には、通常、邦又は利害関係を有する団体からの相応の拠出が前提として必要である（法第13条第2項）。

ただし、個別の企業に標準価格の遵守を強制することはできず（法第 8a 条第 3 項）、また、消費者への小売価格については、標準価格を設定することはできない（法第 8a 条第 4 項）。

(c) 品質保証及び販売促進

連邦参事会は、輸出又はスイス農業にとって極めて重要な意義を有するスイスの国際的義務若しくは国際基準を遵守するために必要である場合、農産物及びその加工品の品質に関する命令を発し、又は製造方法を定めることができる（法第 10 条）。連邦は、農産物及びその加工品並びにその製造方法の品質及び持続可能性を保証し又は改善することに寄与する、生産者・加工業者又は取引業者による共同措置を支援する（法第 11 条第 1 項）。

また、連邦は、スイス産農産物の国内外での販売促進のため、生産者、加工業者又は取引業者による全国的・地域的措置を給付により支援することができる（法第 12 条第 1 項）。ただし、連邦の支援する広告は、業界全体の利益に資するものでなければならず、個別の製品に言及してはならない⁽³⁴⁾。

(d) 表示

生産コストの高いスイス農業が、農産物の販売から可能な限り最高の市場収益を達成するためには、高い品質の農産物を生産し、その高い品質に対して高い支払意欲を持つ市場で販売することによって価格競争を回避することが必要となる。この文脈から、農産物及びその加工品に対する表示（Kennzeichnung）は、スイスにおいて重要な農業政策の手段になる⁽³⁵⁾。

農業法では、第 2 編第 1 章第 2 節で、農産物及びその加工品に対する表示について規定する。連邦参事会は、信頼性を確保し品質向上や販売促進に資するため、有機農産物のように特定の方式により生産され、又は山岳地域のように特定の地域で生産された等の農産物及びその加工品の表示について命令を発することができる（法第 14 条第 1 項）。表示制度の中心となるのは、AOP（保護生産地呼称）⁽³⁶⁾、AOC（原産地統制呼称）⁽³⁷⁾、IGP（保護指定地域表示）⁽³⁸⁾等の国際的に認められた原産地表示であり、これによって当該産品を差別化し、安価な模倣品から保護することができる⁽³⁹⁾。

(e) 国境保護措置（輸入措置）

農業法では、第 2 編第 1 章第 3 節で、連邦参事会が、輸入関税、境界価格⁽⁴⁰⁾、関税割当⁽⁴¹⁾、輸入許可等の国境保護措置（輸入措置）をとることができる旨規定する。

(f) その他

以上のほかに、第 2 編第 1 章には、連邦の農業政策の措置により影響を受ける商品価格について、生産から消費までの様々な局面で連邦参事会が市場監視を行うこと（法第 27 条第 1 項）、

⁽³⁴⁾ Huber, *op.cit.*(10), p.140.

⁽³⁵⁾ *ibid.*

⁽³⁶⁾ Appellation d'Origine Protégée（フランス語）

⁽³⁷⁾ Appellation d'Origine Contrôlée（フランス語）

⁽³⁸⁾ Indicazione Geografica Protetta（イタリア語）

⁽³⁹⁾ Huber, *op.cit.*(10), p.140.

⁽⁴⁰⁾ 境界価格（Schwellenpreise; threshold prices（英語））とは、国際的な調達価格（世界価格）に国境での賦課金（関税や課徴金など）を上乗せして構成される価格であり、輸入農産物がスイス国境で達成することを目標とする価格に相当する（Basil Rüttimeann and Jasmin Meile, "Herausfordernde Vermarktung von Futtergetreide," 2023.4.5. UFA-Revue website <<https://www.ufarevue.ch/pflanzenbau/herausfordernde-vermarktung-von-futtergetreide>>）。

⁽⁴¹⁾ 関税割当（制度）（Zollkontingente; tariff quotas（英語））とは、特定の品目の物資の輸入について、一定の数量（割当数量）までは低税率又は無税とし、それを超える分については高い税率を適用すること（制度）をいう（金森久雄ほか編『有斐閣経済辞典 第 5 版』有斐閣, 2013, p.193.）。

遺伝子組換え農産物又は遺伝子組換えを行った（種子、飼料、農薬等の）農業生産資材の生産、育成、輸入、放出又は流通が、農業法の要件並びに特に遺伝子工学・環境保護・動物保護及び食品関連法の要件が満たされている場合にのみ可能であること（法第 27a 条第 1 項）等の規定が置かれている。

（ii）酪農

第 2 編第 2 章では、酪農について規定する。酪農は農業生産額の約 20% を占め、スイス農業にとって最重要の部門である⁽⁴²⁾。

（a）標準契約

酪農政策の中心となる措置は、前述の（法第 8 条にいう）標準契約である。酪農部門の業界団体は、生乳の売買に関する標準契約の作成に責任を有する（法第 37 条第 1 項）。ここでいう標準契約は、1 年間の最低契約期間及び 1 年間の契約延長（可能）期間を有し、かつ少なくとも数量、価格及び支払方法に関する規定を有する契約をいう（法第 37 条第 2 項）。標準契約の規定は、競争を著しく阻害してはならない（法第 37 条第 1 項）。価格及び数量の決定は、いかなる場合にも、契約当事者の権限としてとどまる（同）。

連邦参事会は、業界団体の要求に応じて、標準契約を、生乳の売買の全ての段階にわたって一般的に拘束力を有すると宣言することができる（法第 37 条第 3 項）。2023 年 5 月末現在、この宣言が行われている⁽⁴³⁾。また、連邦参事会は、業界団体が標準契約に合意できない場合、生乳の売買に関する一時的な命令を発することができる（法第 37 条第 6 項）。

（b）市場支援

酪農部門の主な市場支援策には、輸入関税や関税割当等の国境保護措置のほか、加給金（Zulagen）がある。現在、EU 加盟国とスイスの間でのチーズ貿易の関税は撤廃されているが、このような例外を除き、酪農部門を含むスイス農業の生産部門の大部分は、国境保護措置によって強く保護されている⁽⁴⁴⁾。酪農部門の加給金には、現在、次の 3 種類の制度がある。

① チーズ製造用牛乳加給金（Zulage für verkäste Milch）

連邦は、チーズに加工される市販牛乳⁽⁴⁵⁾に対して、当該牛乳の生産者に加給金を支払うことができる（法第 38 条第 1 項）。この加給金の額は、1 キログラム当たり 15 ラッペン（約 21.71 円）⁽⁴⁶⁾から③で後述する市販牛乳加給金の額を差し引いた金額である（法第 38 条第 2 項）。この加給金の目的は、チーズ製造の原材料である牛乳の価格を抑え、EU のチーズ製造業者と比

⁽⁴²⁾ “Milch und Milchprodukte.” Bundesamt für Landwirtschaft (BLW) website <<https://www.blw.admin.ch/blw/de/home/nachhaltige-produktion/tierische-produktion/milch-und-milchprodukte.html>> なお、2021 年のスイスの農業総生産額（暫定値）に占める酪農部門の割合は 23.7% であり、次いで野菜・果実等の特別作物（脚注⁽⁸⁷⁾参照）19.5%、肉牛 14.2%、養豚 8.1%、飼料作物 7.2%、穀物等の（特別作物以外の）耕種作物 6.8% の順となっている（Bundesamt für Statistik, *Landwirtschaft und Ernährung: Taschenstatistik 2023*, p.12. <<https://dam-api.bfs.admin.ch/hub/api/dam/assets/25725551/master>>）。

⁽⁴³⁾ Bundesratsbeschluss über die Allgemeinverbindlicherklärung des Standardvertrags der Branchenorganisation Milch vom 15. November 2017 (BBl 2017 7671). <<https://www.fedlex.admin.ch/eli/fga/2017/2227/de>>; Bundesratsbeschluss über die Allgemeinverbindlicherklärung des Standardvertrags der Branchenorganisation Milch. Verlängerung und Änderung vom 24. November 2021 (BBl 2021 2833). <<https://www.fedlex.admin.ch/eli/fga/2021/2833/de>>

⁽⁴⁴⁾ Huber, *op.cit.*(10), pp.141-142.

⁽⁴⁵⁾ 2021 年においてスイスの市販牛乳の約 46.7% はチーズに加工され、次いでバター（約 14.2%）、飲用牛乳（約 10.7%）、脱脂粉乳・全粉乳等の長期保存可能乳製品（約 9.6%）の用途に加工される（“Milch und Milchprodukte,” *op.cit.*(42); “Milchverarbeitung,” *Swissmilk, Schweizer Milchwirtschaft in Zahlen 2022/23*, p.4. <<https://api.swissmilk.ch/wp-content/uploads/2022/09/smp-milchwirtschaft-2022-de.pdf>>）。

⁽⁴⁶⁾ ラッペン（Rappen）は、スイスの補助通貨単位。1 スイスフランは、100 ラッペンに相当する。

較して、スイスのチーズ製造業者が負っている原材料コスト面の不利な点を補うことにある⁽⁴⁷⁾。

②サイレージ飼料非使用加給金 (Zulage für Fütterung ohne Silage)

サイレージとは、新鮮な飼料作物や牧草などを材料とし、乳酸菌の発酵を利用して調製された家畜の貯蔵飼料である⁽⁴⁸⁾。乾草と比較して安価に生産できるが、サイレージ中に存在する酪酸菌のために生乳チーズの発酵が不適切になるおそれがあり、エメンタール (Emmentaler)、グリュイエール (Gruyère)、スプリンツ (Sbrinz) 等の高付加価値の生乳チーズの生産には、サイレージを飼料として使用せずに生産した牛乳が、原材料として不可欠である⁽⁴⁹⁾。乾草ベースの給餌のコスト高を相殺してこのようなチーズ加工用の牛乳を確保するため、連邦は、当該牛乳の生産者に対して加給金を支払う (法第 39 条第 1 項)。当該加給金の額は 1 キログラム当たり 3 ラッペン (約 4.34 円) である (法第 39 条第 3 項)。

③市販牛乳加給金 (Zulage für Verkehrsmilch)

連邦は、市販牛乳の生産者に対して加給金を支払うことができる (法第 40 条第 1 項)。2019 年以降、全ての市販牛乳の生産者に対して、スイス農業庁から市販牛乳加給金が支払われている。当該加給金の額は、当初 1 キログラム当たり 4.5 ラッペン (約 6.51 円) であったが、2022 年 1 月 1 日以降は 1 キログラム当たり 5 ラッペン (約 7.24 円) となっている⁽⁵⁰⁾。

この加給金は、2015 年 12 月にナイロビで行われた第 10 回 WTO (世界貿易機関) 閣僚会議で農業分野の輸出補助金撤廃⁽⁵¹⁾が合意されたことにより、ショッキ法 (Schoggigesetz)⁽⁵²⁾に基づく、輸出されるチョコレートやビスケット等の原材料として使用される穀物や牛乳の価格低減措置も廃止されることから、それに代わる措置として導入されたものである。加工業者は当該加給金に相当する金額を生産者に支払う牛乳価格から差し引き、この差し引いた金額を、輸出される農産物加工品の原材料価格低減のための基金等に充当する。この仕組みによって、従来の輸出補助金を、(WTO 合意の対象外である) 生産者と加工業者の間の私法上の取決めに置き換えることが企図されている⁽⁵³⁾。

(c) 報告義務

牛乳の加工業者は、生産者からの市販牛乳供給量と当該牛乳の用途を、連邦参事会が指定する官庁に報告しなければならない (法第 43 条第 1 項)。牛乳及び牛乳の加工品を市場に直接供給する生産者は、生産数量及び市場に直接供給した数量を報告しなければならない (法第 43 条第 2 項)。

(iii) 畜産

第 2 編第 3 章では、畜産について規定する。連邦参事会は、個別の家畜の種類ごとに、経営

(47) Huber, *op.cit.*(10), p.142.

(48) 蔡義民「サイレージ発酵品質の分析・評価法 (1)」『畜産の研究』63 巻 2 号, 2009.2, p.273. <<https://agriknowledge.affrc.go.jp/RN/2030771224.pdf>>

(49) Huber, *op.cit.*(10), p.142; “Milch und Milchprodukte,” *op.cit.*(42)

(50) 市販牛乳加給金の支払及び支払単価の決定 (改定) は、法第 40 条第 2 項及び「2008 年 6 月 25 日の牛乳部門における加給金及びデータ収集に関する命令 (乳価支援令)」(Verordnung über die Zulagen und die Datenerfassung im Milchbereich vom 25. Juni 2008. <<https://www.fedlex.admin.ch/eli/cc/2008/521/de>>) 第 2a 条第 1 項による。

(51) 当該合意により、農業分野の輸出補助金は、先進国は原則的に即時撤廃、例外について 2020 年末までに撤廃することとされた (農林水産省大臣官房国際部「WTO 交渉について」2016.5, p.5. <https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kousyo/wto/pdf/160530_wto.pdf>).

(52) ショッキ (Schoggi) は、チョコレートを意味するスイスドイツ語。正式名称は、「1974 年 12 月 13 日の農業生産の製品の輸入及び輸出に関する連邦法」(Bundesgesetz über die Ein- und Ausfuhr von Erzeugnissen aus Landwirtschaftsprodukten vom 13. Dezember 1974) で、2019 年 1 月 1 日に廃止された。

(53) Huber, *op.cit.*(10), pp.142-143.

体当たりの最大飼養頭数を設定することができる（法第 46 条）。このほか、畜産物の関税割当（法第 48 条）、食肉の品質分類（法第 49 条）、食肉市場で季節的・一時的過剰が発生した場合の市場救済措置への連邦参事会の拠出（法第 50 条第 1 項）等が規定されている。

(iv) 耕種農業

第 2 編第 4 章では、耕種農業について規定する。

(a) 個別耕作給付金

この営農類型の最も重要な政策措置は、個別耕作給付金 (Einzelkulturbeitrag) である。連邦は、この給付金を、個別品目の加工チェーン（いわゆるフードバリューチェーン）の生産能力及び機能を住民への適切な供給を確保する目的で維持するため、また、家畜飼料の適切な供給を確保するために生産者に支払うことができる（法第 54 条第 1 項）。連邦参事会は、当該給付金の支払対象となる品目を指定し、給付金の額を決定する（法第 54 条第 2 項）。2023 年 5 月末現在、この給付金の支払対象となっているのは、油糧種子（なたね、ヒマワリ等）、てん菜（ビート）、ジャガイモの種イモ、トウモロコシの種子、牧草及び飼料用マメ科植物の種子、大豆、マメ科植物⁽⁵⁴⁾（インゲンマメ、エンドウマメ、ルピナス、ソラマメ等）等である⁽⁵⁵⁾。当該給付金の支払により、対象品目の栽培を促進し、輪作を有意義に強化することが企図されている⁽⁵⁶⁾。

個別耕作給付金は、作物や耕作だけではなく、加工チェーンの維持も制度の目的となっている点に特徴がある。例えばてん菜（ビート）の場合、国内の製糖工場を維持することも、当該給付金制度の目的と考えられている⁽⁵⁷⁾。

個別耕作給付金は、政策の性格としては市場供給に影響を及ぼす市場支援策であるが、実施プロセスが同じであるという実務上の理由から、後述する直接支払と併せて実施されている⁽⁵⁸⁾。

(b) 穀物加給金

連邦は穀物生産者に対して加給金を支払うことができる（法第 55 条第 1 項）。この穀物加給金 (Getreidezulage) は、酪農部門の市販牛乳加給金と同様に、2015 年 12 月の WTO 合意を受けて廃止される、ショッキ法に基づく輸出農産物加工品原材料の価格低減措置（穀物の場合は、「穀物原料のための輸出給付金」(Ausfuhrbeiträge für Getreidegrundstoffe)）に代わる措置として、2019 年に導入されたものである。2023 年 5 月末現在、小麦、ライ麦、大麦、オーツ麦（燕麦）、コム等の穀物が栽培される土地（面積）に対して、穀物加給金が支払われている。この加給金の支給額（1 ヘクタール当たりの年額）は、当該加給金に充てることが承認された資金額（予算総額）と、受給資格を有する土地（面積）の大きさにより算出される⁽⁵⁹⁾。

穀物加給金の使用は業界団体によって管理され、引き続き輸出農産物加工品原材料の価格低減に使用される。この制度も、市販牛乳加給金と同様に私法上の取決めであるため、WTO 合

⁽⁵⁴⁾ マメ科植物は、根に根粒を形成して土壤細菌である根粒菌と共生し、根粒菌は大気中の窒素を固定して植物の生長に必要な窒素化合物を供給する（窒素固定）。このような性質を持つマメ科植物は、耕地へ窒素を共有するための緑肥作物としても利用される（根本圭介ほか『栽培と環境』実教出版, 2023, p.34.）。

⁽⁵⁵⁾ 個別耕作給付金の具体的な支払対象品目と給付金の額は、「2013 年 10 月 23 日の耕種農業の個別耕作給付金及び穀物加給金に関する命令（個別耕作給付金令）」(Verordnung über Einzelkulturbeiträge im Pflanzenbau und die Zulage für Getreide vom 23. Oktober 2013. <<https://www.fedlex.admin.ch/eli/cc/2013/873/de>>) により決定される。

⁽⁵⁶⁾ “Einzelkulturbeiträge.” Bundesamt für Landwirtschaft (BLW) website <<https://www.blw.admin.ch/blw/de/home/instrumente/direktzahlungen/einzelkulturbeitraege.html>>

⁽⁵⁷⁾ Huber, *op.cit.*(10), p.143.

⁽⁵⁸⁾ “Einzelkulturbeiträge,” *op.cit.*(56)

⁽⁵⁹⁾ “Getreidezulage.” Bundesamt für Landwirtschaft (BLW) website <<https://www.blw.admin.ch/blw/de/home/instrumente/direktzahlungen/getreidezulage.html>>; 個別耕作給付金令第 4 条及び第 5 条

意で撤廃が決定された輸出補助金には該当しないとされる⁽⁶⁰⁾。

(c) その他

以上のほかに、第2編第4章には、連邦が果実の加工に関する措置（給付金の支払を含む。）をとることができる（法第58条第1項）旨の規定等が置かれている。

(v) ワイン産業

第2編第5章では、ワイン産業について規定する。直接的な補助金は給付されず、主に許可、分類、統制を通じてブドウ栽培の品質が規制される⁽⁶¹⁾。新たにブドウの木を栽培するには邦の許可が必要であり（法第60条第1項）、計画されている場所がそれに適している場合に、邦はワイン生産のためのブドウの木の栽培を許可する（法第60条第3項）。ワインは原産地統制呼称付きワイン（Weine mit kontrollierter Ursprungsbezeichnung）、地場ワイン（Landweine）、テーブルワイン（Tafelweine）の3種類に分類され（法第63条第1項）、連邦参事会は原産地統制呼称付きワイン及び地場ワインに適用される基準の一覧を作成する（法第63条第2項）。表示や分類を保護するため、連邦参事会は、ブドウの収穫の統制及びワイン取引の統制に関する命令を発する（法第64条第1項）。

(3) 直接支払（第3編）

一般に「直接支払」とは、国・地方公共団体等から、市場価格に介入せずに、生産者に対して直接支払われる補助金等のことをいう⁽⁶²⁾。農業法の第3編「直接支払」(法第70条～第77条)は、現在の農業政策の中心的な政策手段である直接支払制度について規定する。当該制度については本稿の第II章で詳述する。

(4) 天然資源の持続可能な利用（第3a編）

農業法の第3a編「天然資源の持続可能な利用」(法第77a条～第77b条)は、2007年の農業法改正⁽⁶³⁾により新設され、2008年1月1日から施行された規定である。

連邦は、農業における天然資源利用の持続可能性を向上させるための地域的かつ業界固有のプロジェクトに対して、承認された限度額の範囲内で給付を行う（法第77a条第1項）。当該プロジェクトは資源プロジェクト（Ressourcenprojekt）とも呼ばれ、例えば、温室効果ガスの排出、窒素の流出又は農薬の使用の削減を目的としたプロジェクト等が含まれる⁽⁶⁴⁾。給付額は、当該プロジェクトのエコロジー（生態学）的効果及び農業経済的効果（特に投入資材及びエネルギーの利用効率性の向上の度合い）により決定され、最大で、当該プロジェクト・措置の実現に算入することが可能な費用の80%に相当する額である（法第77b条第1項）。

資源プロジェクトの例としては、ベルン邦の水域に流入する植物保護製品（農薬等）の量を削減し、当該製品による地表水汚染等の環境リスクを削減する「ベルン植物保護プロジェクト」（Bernern Pflanzenschutzprojekt）⁽⁶⁵⁾等がある。

⁽⁶⁰⁾ Huber, *op.cit.*(10), pp.143-144.

⁽⁶¹⁾ *ibid.*, p.144.

⁽⁶²⁾ 『よくわかる農政用語集—農に関するキーワード1000— 令和版』全国農業会議所, 2019, p.47.

⁽⁶³⁾ Bundesgesetz über die Landwirtschaft (Landwirtschaftsgesetz, LwG). Änderung vom 22. Juni 2007 (Amtliche Sammlung (AS) 2007 6095). <<https://www.fedlex.admin.ch/eli/oc/2007/814/de>>

⁽⁶⁴⁾ Huber, *op.cit.*(10), p.151.

⁽⁶⁵⁾ “Bernern Pflanzenschutzprojekt,” [2022.10.17]. Bundesamt für Landwirtschaft (BLW) website <<https://www.blw.admin.ch/dam/blw/de/dokumente/Instrumente/Ressourcen-%20und%20Gewaesserschutzprogramm/Ressourcenprogramm/>

(5) 社会的随伴措置（第4編）

農業法の第4編「社会的随伴措置」（法第78条～第86a条）では、経営体支援（Betriebshilfe）と再訓練補助金（Umschulungsbeihilfe）の2つの政策措置について規定する。

前者は、自らの過失なく又は経済状況の変化が原因で引き起こされる農業経営体の財政的困難を解消又は防止するために、邦が当該経営体に対して行う支援（無利子融資）に対して、連邦が資金を拠出するものである（法第78条～第79条）。連邦の当該資金拠出には、邦が相応の拠出をすることが前提となる（法第78条第3項）。また、融資を受けた農業経営体は20年以内に当該融資を返済する義務があるため（法第79条第2項）、融資対象となるのは比較的長期にわたり存続可能な農業経営体に限られる（法第80条第1項）。

後者は、農業を自ら営む者又はその配偶者が農業以外の職業の再訓練を受けることに対して、連邦が補助金を供与するものである（法第86a条第1項）。当該補助金の供与は、受給者が農業経営体を放棄することが前提として必要である（法第86a条第2項）。2019年末までの期限付きの措置であったが（法第86a条第3項）、ほとんど使用されずに期間満了となった⁽⁶⁶⁾。

(6) 構造改善（第5編）

農業法の第5編「構造改善」（法第87条～第112条）は、農業経営体の労働条件や競争力等を改善するための各種の施策（構造政策）について規定する。同編は、一般規定（第1章）、給付（第2章）、投資向け融資（第3章）の3つの章から構成されている。

(i) 一般規定

第5編第1章（法第87条～第92条）では、構造政策に共通する規定について定める。

冒頭の法第87条第1項では、連邦の構造政策（給付及び投資向け融資）の目的として、①経営体の基盤を改善することによる生産コストの低減（第a号）、②農村部（特に山岳地域）の生活状況及び経済状況の改善（第b号）、③自然現象による荒廃又は破壊からの耕地並びに農業用建物及び設備の保護（第c号）、④エコロジー（生態学的、動物保護的及び空間計画的）の達成への寄与（第d号）、⑤小規模な水域の自然に近い状態への復元の支援（第e号）の5項目を規定している。したがって、構造政策の焦点は、農業だけではなく農村部全体に向けられているといえる⁽⁶⁷⁾。

構造政策は、具体的な政策手段の点から、給付（Beiträge）と投資向け融資（Investitionskredite）に区別することができる。前者は、邦の共同拠出を前提条件とする（法第93条第3項）返済の必要がない投資支援であり、後者は、返済の必要がある無利子の貸付けである⁽⁶⁸⁾。

また構造政策は、対象者の点から、個別経営体への措置（*einzelbetriebliche Massnahmen*）と、複数の経営体等の共同体への措置（*gemeinschaftliche Massnahmen*）に区別することができる。

個別経営体がその投資に対して構造政策の支援を受けるためには、当該経営体の長期的な存続が保証されており、その経営が合理的であり、当該投資は資金調達計画が妥当でかつ実現可能性が高い等の要件を満たす必要がある（法第89条第1項）。零細な経営体は、その投資に対

Projektuebersicht/bernerpflanzenschutzprojekt.pdf.download.pdf/Ressourcenprojekte-28-Berner%20Pflanzenschutzprojekt.pdf>

⁽⁶⁶⁾ Huber, *op.cit.*(10), p.152.

⁽⁶⁷⁾ *ibid.*, p.152.

⁽⁶⁸⁾ *ibid.*, pp.152-153.

して連邦からいかなる支援も受けていないことから、スイスの農業政策は暗黙のうちに構造変化を促進しているとも評価されている⁽⁶⁹⁾。

他方、共同体が、土地再編（交換分合等）や総合開発等のその包括的な措置に対して構造政策の支援を受けるためには、当該措置が原則として自然的又は経済的に境界が定められた地域全体に及ぶことと、エコロジー（生態学）的バランス及びビオトープ⁽⁷⁰⁾のネットワーク化を促進することが要求される（法第 88 条）。また、特にフードサプライチェーンの川下企業（製粉所、食肉処理施設、マーケティング組織等）を含む措置については、当該措置が競争中立的になるように設計されていなければならない（法第 89a 条第 1 項）。

（ii）給付

第 5 編第 2 章（法第 93 条～第 104 条）では、連邦政府の構造政策として行われる補助金の給付について定める。

補助金の給付は、①土地改良、②農業用建築物、③農業が主に関与する地域開発プロジェクト支援及び地域産品（農産物加工品等）振興のためのプロジェクト支援、④山岳地域における農産物の加工・販売を行う小規模経営体の建物⁽⁷¹⁾、⑤生産コストを削減するための生産者による共同の取組の 5 つに対して、予算の範囲内で行われる（法第 93 条第 1 項）。連邦が給付を供与するには、併せて邦（邦内の基礎的自治体等を含む。）が相応の拠出を行うことが前提として必要とされる（法第 93 条第 3 項）。

①の土地改良（Bodenverbesserungen）は、農村地域の土木工事及びインフラ設備（道路、電気、水道等）の設置と、土地所有及び賃貸借の再編（いわゆる交換分合）をいう（法第 94 条第 1 項）。連邦は原則として、土地改良に関する費用の最大 40% を給付として供与するが（法第 95 条第 1 項）、山岳地域で他に資金調達の方法がない等の場合には、最大 50% まで当該拠出率を高めることができる（法第 95 条第 2 項）。また、異常な自然現象による特に深刻な影響を修復するための土地改良に対しては、邦や基礎的自治体等からの相応の拠出があってもなお事業に必要な資金の調達ができない場合、連邦は、最大 20% までの追加給付を行うことができる（法第 95 条第 3 項）。土地改良の定期的な修復（メンテナンス）に対しては、連邦は定額で給付を行うことができる（法第 95 条第 4 項）。

②の農業用建築物（landwirtschaftliche Gebäude）は、農業経営に直接関連する農場の建築物（畜舎、倉庫、飼料庫等）、アルプ（高山放牧地）の建築物（夏期放牧場の夜間用畜舎、搾乳施設、チーズ製造・保管施設等）、山岳地域において地元で生産された農産物の加工・保管・販売のために生産者自らが設置した共同の建物をいう（法第 94 条第 2 項）。連邦は、農業用建築物の新築・改築・改善に対して、定額で給付を行う（法第 96 条第 1 項）。個別経営体の、農業経営に直接関連する農場の建築物に対して給付が行われるのは、当該農場の所有者が自ら農業経営を行う場合に限られる（法第 96 条第 2 項）⁽⁷²⁾。

⁽⁶⁹⁾ *ibid.*, p.153. なお後述するように、直接支払制度においても、農業経営体の労働力や業務量の最小限度が受給要件として設定されている（法第 70a 条第 1 項第 e 号及び第 f 号）。

⁽⁷⁰⁾ ビオトープ（Biotop）とは、本来その地域にすむ様々な野生生物が生息することができる空間のことであり、「生物の生息空間」と訳される（「環境技術解説—ビオトープ」国立環境研究所環境展望台ウェブサイト <<https://tenbou.nies.go.jp/science/description/detail.php?id=92>>）。

⁽⁷¹⁾ ただし、少なくとも農産物からの加工の第一次段階を含んでいなければならない。

⁽⁷²⁾ これに加えて、個別経営体でその農業経営に直接関連する農場の建築物に対して給付が行われるのは、2023 年 5 月末現在、当該農場が山岳ゾーン及び丘陵ゾーンにある場合に限られる。すなわち、低地ゾーンにある農場に対しては、個別経営体についてこのような給付は行われぬ（Huber, *op.cit.*(10), p.153.）。これは、構造改善に関す

③の地域開発プロジェクト (Projekte zur regionalen Entwicklung: PRE) は、農業と地域協力における付加価値を高める取組であり、当該プロジェクトでは、経済的目標と組み合わせて、エコロジ的、社会的、文化的関心も同時に追求することができる。この制度は、農業政策と地域政策のより良い調和を目的として、2007年に導入された⁽⁷³⁾。

連邦の給付が行われる土地改良、農業用建築物及び地域開発プロジェクトは、邦が（早期に連邦農業庁 (Bundesamt für Landwirtschaft: BLW) の見解を得た上で）認可する（法第 97 条第 1 項及び第 2 項）。

(iii) 投資向け融資

第 5 編第 3 章（法第 105 条～第 112 条）では、連邦政府の構造政策として行われる投資向け融資について定める。

投資向け融資は、①個別経営体への措置、②共同体への措置、③小規模経営体の建物及び設備について、連邦が各邦に財源を提供し、邦が無利子の融資を行うことにより実施される（法第 105 条第 1 項及び第 2 項）。当該融資による借入金は、最長 20 年以内に返済しなければならない（法第 105 条第 3 項）。

①の個別経営体への措置は、自ら農業経営を行っている（又は投資後に自ら農業経営を行う）者や、賃借して農業経営を行う者（小作者）に対して実施される投資向け融資である。具体的には、青年農業者に対する 1 回限りの起業支援、住居及び農業経営に直接関連する農場の建築物の新築・改築・改善（自ら農業経営を行っている者の場合）、第三者からの農場の購入（小作者の場合）、追加の収入機会創出のため農業及び農業関連分野における活動を多様化する措置等に対する融資が挙げられている（法第 106 条第 1 項及び第 2 項）。当該融資は一括融資として行われる（法第 106 条第 3 項）。

②の共同体への措置は、土地改良、生産者が業務合理化や地元で生産された農産物の加工・保管・販売やバイオマスからのエネルギー取得等のために共同で自助措置として建造又は購入した建物、設備及び機械等に対して行われる融資である（法第 107 条第 1 項）。

③は、農産物の加工・販売を行う小規模経営体の建物及び設備に対して実施される融資であり、当該経営体は少なくとも農産物からの加工の第一次段階を含んでいなければならない（法第 107a 条第 1 項）。

融資の額が一定の限度額を超える場合には、邦は当該の融資決定を連邦農業庁に提出し、承認を得なければならない（法第 108 条第 1 項）。また、融資の付与から生じる損失は、邦が負担する（法第 111 条）。

全ての構造改善措置のうち、予算額が最も大きいのは、住宅及び農業経営に直接関連する農場の建築物の新築及び改築に関連するものであり、起業支援がこれに次ぐとされている⁽⁷⁴⁾。

る農業法の下位法令である構造改善令 (Verordnung über die Strukturverbesserungen in der Landwirtschaft vom 2. November 2022. <<https://www.fedlex.admin.ch/eli/cc/2022/754/de>>) が、2023 年 5 月末現在、当該給付の設定を山岳ゾーン及び丘陵ゾーンに対してのみ行っていることによる（同令第 37 条第 1 項及び別表 5 の 1.1）。他方、投資向け融資は低地ゾーンにある農場にも設定されているので（同令第 39 条第 1 項及び別表 5 の 1.1）、低地ゾーンにある農場も、要件を満たせば個別に投資向け融資を受けることができる。なお、「ゾーン」については、後掲注⁽⁹⁷⁾を参照。

⁽⁷³⁾ “Projekte zur regionalen Entwicklung (PRE).” Bundesamt für Landwirtschaft (BLW) website <<https://www.blw.admin.ch/blw/de/home/instrumente/laendliche-entwicklung-und-strukturverbesserungen/laendliche-entwicklung.html>>

⁽⁷⁴⁾ Huber, *op.cit.*(10), p.154.

(7) 研究及び助言、動植物育種の促進並びに遺伝資源（第6編）

農業法第2編から第5編の規定が、主に「農業者」を支援するために連邦が行う措置を規定しているのに対し、第6編「研究及び助言、動植物育種の促進並びに遺伝資源」（法第113条～第147b条）及び第7編「植物保護及び生産資材」（法第148条～第165条）は、「農業」を支援するために連邦が提供するサービスについて規定している⁽⁷⁵⁾。

このうち第6編は、農業研究及び農業研究機関、農業技術の助言（普及）、動植物の育種及び遺伝資源の保護について定める。同編は現在、第2章（法第118条～第135条）が廃止されているため、次の4つの章から構成されている。

第6編第1章「原則」（法第113条）は、連邦が、知識の獲得と取得を通じて、合理的かつ持続可能な方法で農業生産を行う努力を支援すること（第1項）、特に自然、環境及び動物親和的な生産方式に、相応な比率の財源を使用すること（第2項）を定める。

第6編第1a章「研究」（法第114条～第117条）は、連邦が農業研究機関を運営し（法第114条第1項）、当該機関は、①農業の実践、教育、助言のための科学的知識及び技術的基礎の取得、②農業政策決定のための科学的根拠の取得、③農業政策措置の開発・支援・評価、④農業の新たな方向性についての基礎の提供、⑤環境や動物に親和的な農業生産形態についての基礎の提供等の任務を遂行すること（法第115条第1項）等を定める。

第6編第2a章「助言」（法第136条）⁽⁷⁶⁾は、助言（普及）サービスの対象が、農業従事者のほか、農家の経営管理を行う者、農業組織の者、農村地域の開発に従事する者、農産物の品質の確保及び促進に従事する者も含んでいること（第1項）等を定める。

第6編第3章「動植物育種及び遺伝資源」（法第140条～第147b条）は、更に3つの節に分かれる。第1節「植物の育種」は、連邦が、①生態学的に価値のある有用植物、②品質的に価値のある有用植物、③国内の様々な地域の状況に適応している有用植物の育種を促進できること（法第140条第1項）等を定める。第2節「動物の育種」は、連邦が、①国の自然状況に適応している有用動物、②健康で、効率が良く抵抗力のある有用動物、③市場に合致した低コストで高品質な畜産物の生産を可能にする有用動物の育種（繁殖）を促進できること（法第141条第1項）等を定める。第3節「農業及び食料の遺伝資源」は、連邦が遺伝資源の保全と持続可能な利用を促進し、遺伝子バンクや動植物品種の保存コレクションを運営できること（法第147a条第1項）等を定める。

(8) 植物保護及び生産資材（第7編）

農業法の第7編は、植物保護及び農業生産資材（landwirtschaftliche Produktionsmittel）について定める。農業生産資材には、農薬等の植物保護製品のほか、肥料、飼料、種子・苗木等の植物繁殖材料（Pflanzenvermehrungsmaterial）等が含まれる（法第158条第1項）。同編は現在、次の4つの章から構成されている。

第7編第1章「実施規定」（法第148条）は、連邦が、有害生物や不適切な農業生産資材の上市（市場に流通させること）による被害を防止するための命令を発し、それを通じて農産物の安全性の要件を遵守することなどを定める。

第7編第2章「予防措置」（法第148a条）は、特に危険な有害生物を媒介する可能性のある

⁽⁷⁵⁾ *ibid.*

⁽⁷⁶⁾ 第6編第2a章に含まれていた法第137条～第139条は、現在廃止されている。

農業生産資材等に対して、その包括的なリスク評価を行うための科学的な情報が不十分である場合でも、人間及び動植物の健康又は環境に許容できない副作用をもたらす可能性があると考えられ、かつ当該副作用の発生する可能性が高いと考えられるか又はその影響が広範囲に及ぶ可能性がある場合には、連邦参事会が、当該農業生産資材等の輸入・上市・使用を制限し、条件を付し又は禁止する予防措置を取ることができること等を定める。

第7編第3章「植物保護」(法第149条～第157条)は、更に3つの節に分かれる。第1節「基礎」では、植物保護に関する連邦と邦の役割(法第149条及び第150条)、植物材料を生産・輸入・上市する者が植物保護の原則を遵守する義務(法第151条第1項)等について定める。第2節「特別措置」では、連邦参事会が、特に危険な有害生物又はそれを媒介する可能性のある農業生産資材等の輸入及び上市に関する命令を発し(法第152条第1項)、また、特に危険な有害生物の侵入及び拡散を防止するため、当該有害生物の侵入が疑われる植物材料を隔離し、また当該有害生物が蔓延(まんえん)している植物材料を処理・消毒・廃棄する等の措置を取ることができること(法第153条)等について定める。第3節「有害生物対策の費用」では、有害生物対策費用の連邦と邦の費用負担等について定める。

第7編第4章「農業生産資材」(法第158条～第165条)では、農業生産資材の輸入・上市等について定める。輸入・上市が承認される農業生産資材は、①意図された用途に適しており、②指示どおりに使用すればいかなる許容できない副作用も存在せず、③当該生産資材を使用して処理された一次生産物(農産物等)が、食品関連法の要件を満たす食品及び日用品になることが保証されるものに限られる(法第159条第1項)。

(9) その他(第7a編～第9編)

農業法の第7a編「追加規定」(法第165a条～第165h条)は、2013年の農業法改正⁽⁷⁷⁾により新設され、2014年1月1日から施行された⁽⁷⁸⁾。

同編は4つの章から成る。第7a編第1章「予防措置」(法第165a条)では、農業生産資材又は動植物の材料が、放射線科学的、生物学的、化学的、自然的又はその他の国際的、国内的、地域的事象の結果として、人間及び動植物の健康、環境又は農業に対する大枠の経済状況に危険をもたらす得ることが示される場合、連邦農業庁が、所轄の連邦官庁と協議した上で、当該農業生産資材等の輸入・上市・使用を制限し、条件を付し又は禁止することや、特に危険が切迫している場合には、当該生産資材や動植物の材料を没収・廃棄し、また経営体に生産を停止させる等の予防措置を講じること(第1項及び第2項)等を定める。第7編の予防措置(法第148a条)が植物保護及びそれを通じた農産物の安全の確保を主な目的とするのに対し、この第7a編の予防措置は、目的・規制対象・措置の発動要件・措置の内容がより広くなっており、より広範な危険に対処するものとなっている。

第7a編第2章「休閒地についての農業経営の受忍義務」(法第165b条)は、公益にかなう場合、土地の所有者は、無償で休閒地としての農業経営及び維持管理(雑草除去等の手入れ等)を行わなければならないこと等を定める。

⁽⁷⁷⁾ 前掲注⁽¹⁷⁾参照。

⁽⁷⁸⁾ ただし第165g条の2の規定(動物データに関する情報システム関連)は、動物感染症法(Tierseuchengesetz vom 1. Juli 1966)の2020年改正(Tierseuchengesetz (TSG), Änderung vom 19. Juni 2020 (Amtliche Sammlung (AS) 2020 5749). <<https://www.fedlex.admin.ch/eli/oc/2020/965/de>>)によって追加され、2021年1月1日から施行された。

第7a編第3章「情報システム」(法第165c条～第165g条の2)は、農業法関連の情報システムについて定める。また、第7a編第4章「知的財産」(法第165h条)は、連邦農業庁又はその農業研究機関に雇用されている者が職務上作成した知的財産等について定める。

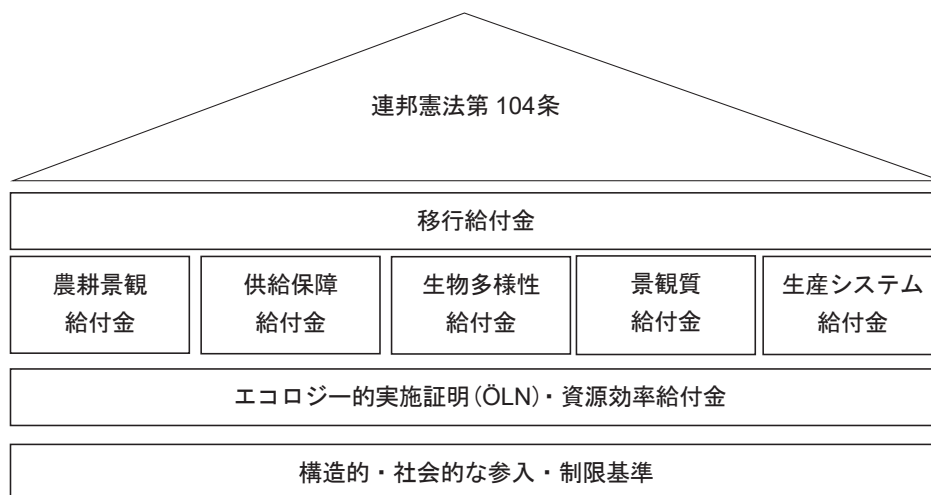
このほか農業法には、第8編「異議申立て、管理措置及び罰則」(法第166条～第176条)、第9編「最終規定」(法第177条～第188条)等が置かれている。

II 直接支払制度

1 直接支払制度の構造

農業法第3編(及びその下位法令である直接支払令(脚注(81)参照))で規定する、現在のスイスにおける直接支払制度の全体構造は、図に示すとおりである。連邦憲法第104条(農業条項)、特にその第3項第a号が、直接支払制度を規定する包括的な根拠となる。

図 スイスの直接支払制度の全体構造



(出典) Bundesamt für Landwirtschaft (BLW), “Direktzahlungen: Konzept und Struktur des neuen Direktzahlungssystems.” <<https://www.blw.admin.ch/blw/de/home/instrumente/direktzahlungen.html>> を基に筆者作成。

農業者が直接支払を受給する前提条件となるのは、構造的・社会的な参入・制限基準(本章2(1)で後述)を満たすことと、エコロジックの実施証明(本章2(2)で後述)の実践を示すことの2つであり、これが直接支払制度の基盤を構成する。この基盤の上に7つの直接支払制度が展開するが、中核となるのは図の3段目に並ぶ農耕景観給付金から生産システム給付金までの5本柱の制度(本章3の(1)から(5)で後述)である。他の2つは過渡的な制度であり、資源効率給付金(本章3の(6)で後述)は、その支給対象である農業生産方式が将来的にはエコロジックの実施証明に吸収され、直接支払受給の前提条件となることが想定されているため、エコロジックの実施証明と同列に記載されている。移行給付金(本章3の(7)で後述)は、旧制度からの円滑な移行のための、全ての農業経営体を対象とする横断的(かつ時限的)な制度である。

2 直接支払の受給要件

(1) 構造的・社会的な参入・制限基準

直接支払を受給するためには、受給者が一定の受給要件を満たしていることが必要である(法

第 70a 条第 1 項)。当該受給要件は、次のとおりである。

- ・受給対象の経営体が、土地を耕作する農民の経営体であること（第 a 号）。
- ・エコロジー的实施証明（本節 (2) で後述）が立証されていること（第 b 号）。
- ・農業生産に際して、水質保護、環境保護及び動物保護法令の規定が遵守されていること（第 c 号）。
- ・当該の土地が、この（農業法の）規定の発効日（2014 年 1 月 1 日）以降に、空間計画関連立法により（直接支払制度から）法的に除外される建築ゾーン（Bauzonen）に指定され、当該ゾーン内に存在していないこと（第 d 号）⁽⁷⁹⁾。
- ・当該農業経営体の規模が、標準労働力（SAK）⁽⁸⁰⁾ベースで最小限の総労働量に達していること（第 e 号）。「最小限の総労働量」は、現在 0.20SAK である（直接支払令⁽⁸¹⁾第 5 条）。
- ・当該農業経営体における労働の最小限の割合が、当該経営体自身の労働力によるものであること（第 f 号）。「当該経営体自身の労働力」には、当該経営体が直接雇用した者も含まれる（すなわち、経営者の家族に限定されない）。「最小限の割合」は、現在 50% である（直接支払令第 6 条第 1 項）。
- ・農業経営者が、一定の年齢を超えていないこと（第 g 号）。「一定の年齢」とは、現在 65 歳であり、給付年の前年末までに 65 歳に達していないことが求められる（直接支払令第 3 条第 1 項第 b 号）。
- ・農業経営者が、農業に関する職業教育を受けていること（第 h 号）。

直接支払令では、上記の法律上の受給要件の具体的な内容を補足し、またこれらの法律上の受給要件に加えて、畜産経営の場合に動物飼養頭数が一定の上限を超過していないこと（直接支払令第 7 条）等の追加要件を規定している。

これらの受給要件は、経営体の規模、経営体自身の労働力の割合等の経営構造に関するものと、農業経営者の年齢・教育等の社会的なものの双方を含んでいるため、「構造的・社会的な参入・制限基準」（strukturelle und soziale Eintretens- und Begrenzungskriterien）と呼ばれ、次に述べるエコロジー的实施証明と共に、直接支払制度の前提条件を構成している。

なお、上記の受給要件は一般の農業経営体（通年経営体（Ganzjahresbetriebe）という。）に関するものである。夏期放牧経営体（Sömmerungsbetriebe. 本章 3(1)(v) を参照）に対しては、

(79) その主たる用途が農業利用でない土地は農用地とはみなされないため（「1998 年 12 月 7 日の農業上の概念及び経営体形態の承認に関する命令（農業概念令）」（Verordnung über landwirtschaftliche Begriffe und die Anerkennung von Betriebsformen vom 7. Dezember 1998. <<https://www.fedlex.admin.ch/eli/cc/1999/13/de>>）第 16 条第 1 項）、建築ゾーン内の土地は農用地ではなく、直接支払の対象からは本来除外される。ただし、農業法のこの規定の発効前に建築ゾーンとして指定されたものの開発が行われていない場合や、開発が行われていても 25 アール以上の一続きの土地で農業経営体により農業経営が行われている場合には、例外的に直接支払制度の対象となり得る（Kanton Zürich Baudirektion, “Landwirtschaftliche Nutzungen in Bauzonen,” 2023.2.16. <https://www.zh.ch/content/dam/zhweb/bilder-dokumente/themen/umwelt-tiere/landwirtschaft/direktzahlungen/landwirtschaftliche_nutzungen_in_bauzonen_2023.pdf>）。

(80) 標準労働力（Standardarbeitskraft: SAK）とは、標準化された係数を使用して計算される農業経営体の規模の測定単位である。当該係数は、例えば平地（低地）での（特別作物（脚注⁸⁷参照）以外の）通常作物の耕作の場合、1 ヘクタールにつき 0.022SAK であるため（農業概念令第 3 条）、直接支払の受給要件を満たすためには、約 9.1 ヘクタールの耕作が必要になる（ $0.20 \div 0.022 \approx 9.09$ ）。

(81) Verordnung über die Direktzahlungen an die Landwirtschaft vom 23. Oktober 2013. <<https://www.fedlex.admin.ch/eli/cc/2013/765/de>> なお、本稿では 2023 年 5 月末現在（2023 年 3 月 14 日内容現在）の条文に基づく。

上記の法第 70a 条第 1 項の要件は、法令遵守に関する同項第 c 号の要件を除き適用されない（法第 70b 条第 2 項）。

(2) エコロジーの実施証明

直接支払の給付は、当該給付金の受給者が、経営体全体で「エコロジーの実施証明」（Ökologischer Leistungsnachweis: ÖLN）といわれる、エコロジー（生態学）的な環境親和要件を実践（遵守）していることを前提とする（法第 70a 条第 1 項第 b 号、直接支払令第 11 条）。

直接支払受給の前提要件である点と、後述するようにその内容が法令の遵守と環境親和的な農業経営の実践である点で、エコロジーの実施証明は、EU の共通農業政策（Common Agricultural Policy: CAP）におけるコンディショナリティ（conditionality）⁽⁸²⁾に対応する。

エコロジーの実施証明に含まれる項目は、法第 70a 条第 2 項で列挙されているが、その具体的な内容は、連邦参事会が定めることとされている（法第 70a 条第 3 項第 a 号）。当該の内容は、直接支払令第 12 条～第 25 条で規定されている。その概要は次のとおりである。

(i) 動物保護法令に基づく家畜の飼養

動物保護法令を遵守し、当該の動物種に適した方式で家畜を飼養する（法第 70a 条第 2 項第 a 号、直接支払令第 12 条）。動物保護法令には、連邦の動物保護法、動物保護令、連邦食品安全獣医庁⁽⁸³⁾のその他の実施規定と同庁の動物統制ハンドブック（Kontrollhandbuch）、当該の畜舎の所在地を所轄する邦で動物保護法令の実施責任を負う邦の獣医師からの命令等が含まれる⁽⁸⁴⁾。

(ii) バランスの取れた肥料収支

家畜の飼養頭数を当該経営体の場所に適応する数に限定し、また栄養バランスシート（Nährstoffbilanz）を作成するなどして、（家畜の糞尿等による）リン又は窒素が散布されないようにし、可能な限り当該経営体内で栄養循環を閉じる（法第 70a 条第 2 項第 b 号、直接支払令第 13 条第 1 項）⁽⁸⁵⁾。また、大気浄化関連の法令の基準に基づいて、液状厩肥⁽⁸⁶⁾の保管及び散布による大気汚染を制限する（法第 70a 条第 2 項第 b 号、直接支払令第 13 条第 2 項の 2）。

また、農用地（landwirtschaftliche Nutzfläche）の個々の区画で肥料の配分を最適化するため、少なくとも 10 年ごとに 1 回、土壌診断を全ての区画で実施する（法第 70a 条第 2 項第 b 号、直接支払令第 13 条第 3 項）。

(iii) 生物多様性推進地域の適切な比率の維持

農用地の一定比率を、本章 3(3) で述べる生物多様性推進地域（Biodiversitätsförderfläche: BFF）として維持する。現在、スイス国内において、当該地域の面積の比率は、特別作物⁽⁸⁷⁾を

⁽⁸²⁾ コンディショナリティは、2022 年まで実施されていた CAP のクロス・コンプライアンス（cross-compliance）の後継制度である。その具体的な内容については、例えば、樋口修「2023-2027 年の EU 共通農業政策（CAP）」『レファレンス』866 号、2023.2, pp.54-57. <<https://dl.ndl.go.jp/view/prepareDownload?itemId=info:ndljp/pid/12601834>> に紹介がある。

⁽⁸³⁾ Bundesamt für Lebensmittelsicherheit und Veterinärwesen (BLV)

⁽⁸⁴⁾ “Ökologischer Leistungsnachweis.” Bundesamt für Landwirtschaft (BLW) website <<https://www.blw.admin.ch/blw/de/home/instrumente/direktzahlungen/oekologischer-leistungsnachweis.html>>

⁽⁸⁵⁾ *ibid.*

⁽⁸⁶⁾ 液状厩肥とは、スラリー（家畜糞と尿等の液状混合物）やメタン発酵消化液（メタン発酵させた家畜排せつ物や食品廃棄物等からバイオガスを取り出した後に残る液体）等をいう。2022 年以降、液状厩肥は「低排出」（emissionsarm）で保管すること（すなわち開放型のスラリー及びメタン発酵消化液の保管設備はカバーで覆うこと）が必要とされている（*ibid.*）。

⁽⁸⁷⁾ 特別作物（Spezialkulturen）とは、ブドウ、ホップ、果実、ベリー類、野菜（缶詰野菜（豆類、ホウレンソウ等）を除く）、タバコ、薬用及び香辛料植物（Heil- und Gewürzpflanzen）、キノコをいう（農業概念令第 15 条）。

栽培する農用地では3.5%以上、その他の農用地では7%以上とされている（法第70a条第2項第c号、直接支払令第14条第1項）。

(iv) 連邦自然文化遺産保護法の資産目録に掲載されたビオトープの適切な管理

「1966年7月1日の自然及び文化遺産保護に関する連邦法」（連邦自然文化遺産保護法）⁽⁸⁸⁾第18条第1項は、在来動植物種の絶滅は、十分な広さのビオトープ（生息地）の維持及びその他の適切な措置によって防止されなければならないこと、また、当該措置は、保護に値する農林業の利益を考慮しなければならないとしている。これを受けて同法第18a条第1項では、連邦参事会が邦に聴取した後に、国家的に重要な意義を有するビオトープを指定し、当該ビオトープの位置を画定して、保護目標を定めることを規定する。また、同法第5条は、連邦参事会が邦に聴取した後に、（自然保護、文化遺産の保護又は記念物の保存に関して）国家的に重要な意義を有する物の資産目録を作成することを規定する。

上述の内容を踏まえ、農業法では、「連邦自然文化遺産保護法に基づき作成された国家的に重要な意義を有する物の資産目録に掲載された物に関して、規定に従った管理をすること」を、エコロジックの実施証明の項目の1つに掲げている（法第70a条第2項第d号）。ここで資産目録に掲載された「物」とはビオトープを指しており、直接支払令はより具体的に、連邦自然文化遺産保護法第18a条にいう国家的に重要な意義を有するビオトープである、低層湿原（Flachmoor）、乾燥草地（Trockenwiese）及び乾燥牧草地（Trockenweide）⁽⁸⁹⁾並びに両生類の産卵場所の農業経営に関する要件を遵守することを規定している（直接支払令第15条第1項）。

(v) 秩序ある輪作

病虫害の発生を防止し、かつ土壌の侵食・圧縮⁽⁹⁰⁾・喪失や、肥料及び植物保護製品の地下浸透や流出を回避するように、輪作⁽⁹¹⁾を設計し実施する（法第70a条第e項、直接支払令第16条第1項）。3ヘクタールを超える開かれた耕地⁽⁹²⁾を有する経営体は、「秩序ある輪作」（geregelte Fruchtfolge）の証明を提示する必要がある。この証明方法には2つのオプションがある。1つは毎年4種類以上の異なる耕種作物を栽培し、かつ、作目の最大比率（例えば穀物全体（トウモロコシ及びオーツ麦を除く。）で耕地の66%）を遵守すること、もう1つは栽培休止（Anbaupause）を遵守することである（直接支払令第16条第2項及び第3項）。なお、有

⁽⁸⁸⁾ Bundesgesetz über den Natur- und Heimatschutz vom 1. Juli 1966. <https://www.fedlex.admin.ch/eli/cc/1966/1637_1694_1679/de>

⁽⁸⁹⁾ 乾燥草地及び乾燥牧草地（Trockenwiesen und -weiden: TWW）は、農業利用によって形成された種の豊富な生息地である。1アール当たり最大100種の植物が生息し、スイスで最も種が豊富な植物群落である。スイスの全植物相と希少な絶滅危惧種の約3分の2がこれらの生態系に生息しており、400種以上（スイスの植物相の13%）はこの生息地のみに生息している。“Trockenwiesen und -weiden.” Bundesamt für Umwelt (BAFU) website <<https://www.bafu.admin.ch/bafu/de/home/themen/biodiversitaet/fachinformationen/oekologische-infrastruktur/biotope-von-nationaler-bedeutung/trockenwiesen-und--weiden.html>>

⁽⁹⁰⁾ 土壌圧縮により、作物の根系の発達が阻害され、健全な生育に必要な養水分を十分に吸収できなくなる結果、干ばつ害を受けやすくなり、また肥料利用効率や耐病性が低下して、収量が低下する。他方、農地保全上は透水性が低下して降雨時に表面流出水が発生しやすくなり、土壌侵食を受けやすくなる（土壌保全研究室「土壌圧縮について」『開発土木研究所月報』510号、1995.11, p.16. <<https://thesis.ceri.go.jp/db/files/00047110501.pdf>>）。

⁽⁹¹⁾ 地力維持を目的に異種類の作物を同一の耕地に一定の順序で繰り返して栽培すること（独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構編著『最新農業技術事典』農山漁村文化協会、2006, p.1629.）。

⁽⁹²⁾ 農業概念令第18条第1項では、輪作体系に含まれる土地を耕地（Ackerfläche）といい、耕地は開かれた耕地（offene Ackerfläche）と人工草地（Kunstpflanzfläche）から構成されると規定している。このうち開かれた耕地とは、一年生の耕種作物、野菜、ベリー類、香辛料及び薬用植物（Gewürz- und Medizinalpflanzen）が栽培されている土地をいい（同令第18条第2項）、多彩な在来の野草の休耕地（Buntbrache）、輪作休耕地、耕地の縁（へり）の部分も、開かれた耕地に算入する（同）。

機農業を行う経営体に対しては、秩序ある輪作の証明には、国の専門組織（具体的には有機農業の認定機関であるビオスイス（Bio-Suisse））の要件が適用される（直接支払令第16条第4項）⁽⁹³⁾。直接支払令は、秩序ある輪作の要件の詳細について規定する（同令別表1の4）。

(vi) 適切な土壌保護

適切な土壌保護が、最適な土壌被覆と、侵食及び化学的・物理的土壌負荷の防止措置によって保証されなければならない（法第70a条第f項、直接支払令第17条第1項）。土壌保護のため、3ヘクタールを超える開かれた耕地を有する経営体は、8月31日以前に収穫を終えた耕作に関連する土地の各区画には、同年中に、冬耕作作物、間作飼料作物又は緑肥作物を播種することが義務付けられている（直接支払令第17条第2項）。有機農業を行う経営体に対しては、適切な土壌保護の証明には、国の専門組織（具体的にはビオスイス）の要件が適用される（直接支払令第17条第4項）⁽⁹⁴⁾。直接支払令は、適切な土壌保護の要件の詳細について規定する（同令別表1の5）。

(vii) 植物保護製品の的を絞った選択と使用

農薬等の植物保護製品は、的を絞った選択と使用が求められている（法第70a条第2項第g号）。害虫、病気、雑草から作物を保護する際には、まず、予防策、自然の調節機構、生物学的及び機械的プロセスを利用する必要がある（直接支払令第18条第1項）。また、植物保護製品を使用する場合には、被害閾値や公式の予測・警告サービスによる（当該植物保護製品の使用回数等の）推奨事項を考慮する必要がある（直接支払令第18条第2項）。

3 各給付金制度の概要

農業法第3編第2章（法第71条～第77条）は、前述の7つの給付金制度について、個別に各条で規定している。その概要は次のとおりである。

(1) 農耕景観給付金

農耕景観給付金（Kulturlandschaftsbeiträge）は、開かれた農耕景観を維持するために実施される直接支払制度である（法第71条第1項）。ここで「開かれた」（offen）とは、農業経営により耕地が適切に管理され、耕地の手入れ（除草、内部に侵入した樹木（灌木や喬木）の除去、問題植物の個別の株の駆除等）⁽⁹⁵⁾が適切になされ、当該耕地がその内部に侵入した樹木等で覆われておらず、耕地として保全されていることを意味しており、農業概念令にいう「開かれた耕地」（脚注(92)参照）とは、やや意味を異にする。2023年の農耕景観給付金の予算規模は、5億2500万スイスフラン（約759億7800万円）である⁽⁹⁶⁾。

この農耕景観給付金は、その下位区分として、①開放維持給付金（Offenhaltungsbeitrag）、②傾斜地給付金（Hangbeitrag）、③ブドウ畑のための傾斜地給付金（Hangbeitrag für Rebflächen）、④急傾斜地給付金（Steillagenbeitrag）、⑤アルプ放牧給付金（Alpungsbeitrag）、⑥夏期放牧給付金

⁹³ “Ökologischer Leistungsnachweis,” *op.cit.*(84)

⁹⁴ *ibid.*

⁹⁵ “Offenhaltungsbeitrag.” Bundesamt für Landwirtschaft (BLW) website <<https://www.blw.admin.ch/blw/de/home/instrumente/direktzahlungen/kulturlandschaftsbeitraege/offenhaltungsbeitrag.html>>

⁹⁶ *Voranschlag 2023 mit IAFP 2024-2026*, Band 2B: Voranschlag 2023 mit IAFP 2024-2026 der Verwaltungseinheiten (EFD, WBF, UVEK), pp.183-185. Eidgenössische Finanzverwaltung (EFV) website <https://www.efv.admin.ch/dam/efv/de/dokumente/Finanzberichte/finanzberichte/va_iafp/2023/va-2b-2023.pdf.download.pdf/VA2B-6-8-d.pdf>

(Sömmerungsbeitrag) の 6 種類の直接支払類型を含んでいる (法第 71 条第 1 項、直接支払令第 2 条第 a 号)。各支払類型の概要は次のとおりである。

(i) 開放維持給付金

開放維持給付金は、農業経営 (及びそれを通じた耕地の適切な管理) を支援するための直接支払類型であり、土地の所属するゾーン⁽⁹⁷⁾に応じて等級に分けられ、1 ヘクタール当たりの年額で支払が行われる (法第 71 条第 1 項第 a 号、直接支払令第 42 条第 1 項及び別表 7 の 1.1)。より高地のゾーンほど、農業経営の条件不利性 (耕作可能期間の短さ、交通状況、最寄りの村落又は中心部からのアクセス、地表面の形状等) が考慮され、当該給付金の単価は高額になっている。2023 年 5 月末現在の開放維持給付金の 1 ヘクタール当たり年間支払単価は、丘陵ゾーン: 100 スイスフラン (約 14,500 円)、山岳ゾーン I: 230 スイスフラン (約 33,300 円)、山岳ゾーン II: 320 スイスフラン (約 46,300 円)、山岳ゾーン III: 380 スイスフラン (約 55,000 円)、山岳ゾーン IV: 390 スイスフラン (約 56,400 円) である (直接支払令別表 7 の 1.1)。

当該給付金の支払対象となる土地は、その内部で樹木等が成長しないように (樹木等で覆われないように) 利用しなければならない (直接支払令第 42 条第 3 項)。なお、低地ゾーン (Talzone) に所属する土地や、生け垣 (Hecken)、野原や畑の雑木林 (Feldgehölze)、水辺の雑木林 (Ufergehölze) に対しては、この給付金は支払われない (直接支払令第 42 条第 2 項)。

(ii) 傾斜地給付金

傾斜地給付金、ブドウ畑のための傾斜地給付金、急傾斜地給付金の 3 種類の直接支払類型は、地形的に困難な状況にあり、樹木等で覆われる脅威に特にさらされている傾斜地での農業経営を促進するために支給される直接支払の類型である (法第 71 条第 1 項第 b 号)⁽⁹⁸⁾。傾斜の程度と土地利用の種類の違いに応じて、この 3 種類の類型が設けられ、また、各類型内での等級分けがなされている。

このうち傾斜地給付金は、18% 以上の勾配⁽⁹⁹⁾を有する傾斜地に対して支給される。経営体の傾斜地上にある面積は、連邦農業庁が準備し更新する電子的データに基づいて邦が算出する (直接支払令第 43 条第 4 項)。傾斜地は、傾斜の程度に応じて等級に分けられ、1 ヘクタール当たりの年額で支払が行われる (直接支払令第 43 条第 1 項及び別表 7 の 1.2)。2023 年 5 月末現在の傾斜地給付金の支払単価は、表 1 のとおりである。

⁹⁷⁾ 「1998 年 12 月 7 日の農業土地台帳及びゾーンの分離に関する命令 (農業ゾーン令)」 (Verordnung über den landwirtschaftlichen Produktionskataster und die Ausscheidung von Zonen vom 7. Dezember 1998. <<https://www.fedlex.admin.ch/eli/cc/1999/46/de>>) は、その第 1 条で、農業土地台帳において、農業に利用されている土地を、地域 (Gebiet) とゾーン (Zone) で等級分けする旨定める。2023 年 5 月末現在の同令では、農業に利用されている土地は、夏期放牧地域 (Sömmerungsgebiet)、山岳地域 (Berggebiet)、低地地域 (Talgebiet) の 3 つの地域に分けられ、更に山岳地域は、山岳ゾーン IV から山岳ゾーン I までの 4 つのゾーン、低地地域は丘陵ゾーン (Hügelzone) と低地ゾーン (Talzone) の 2 つのゾーンに分けられる。一般に、夏期放牧地域→山岳地域→低地地域の順で標高が低くなり、また、山岳地域の中では山岳ゾーン IV→III→II→I の順、低地地域の中では丘陵ゾーン→低地ゾーンの順で標高が低くなる。なお、山岳ゾーン IV から I までと丘陵ゾーンの 5 つのゾーンを合わせて、山岳及び丘陵地域 (Berg- und Hügelgebiet) という。

⁹⁸⁾ 樹木等による被覆を回避するためには、当該傾斜地を定期的に農業目的で利用する必要がある (“Hangbeitrag.” Bundesamt für Landwirtschaft (BLW) website <<https://www.blw.admin.ch/blw/de/home/instrumente/direktzahlungen/kulturlandschaftsbeitraege/hangbeitrag.html>>)。

⁹⁹⁾ 18% の勾配とは、100 メートル進んだときに高さが 18 メートル上昇する傾斜をいう。なお、我が国の道路構造令 (昭和 45 年政令第 320 号) では、車道の勾配 (縦断勾配) は、当該道路の設計速度 (道路の設計の基礎とする自動車の速度) が 20km/h のときで最大 12% と規定されており (第 20 条)、18% の勾配はそれよりも急である。

なお、永年放牧地（Dauerwiesen）、ブドウ畑、生け垣、野原や畑の雑木林、水辺の雑木林に対しては、傾斜地給付金は支払われない（直接支払令第43条第2項）。また、土地の境界画定や給付額の計算等の実施コストの点から、合計で50アール未満の傾斜地しか持たない経営体には、この給付金は支給されない。また、1アール未満の土地の部分（土地の断片）は、当該給付金額の計算に際しては算入されない（直接支払令第43条第3項）⁽¹⁰⁰⁾。

表1 傾斜地給付金の支払単価（2023年5月末現在）

	1ヘクタール当たり年間支払単価
勾配18～35%の傾斜地	410スイスフラン（約59,300円）
勾配35%を超え50%までの傾斜地	700スイスフラン（約101,300円）
勾配50%を超える傾斜地	1,000スイスフラン（約144,700円）

（出典）Verordnung über die Direktzahlungen an die Landwirtschaft vom 23. Oktober 2013, Anhang 7 Beitragsansätze; 1 Kulturlandschaftsbeiträge; 1.2 Hangbeitrag. <<https://www.fedlex.admin.ch/eli/cc/2013/765/de>> を基に筆者作成。

（iii）ブドウ畑のための傾斜地給付金

ブドウ畑に対しては、その農業経営の態様を踏まえ、（ii）で述べた傾斜地給付金とは別建ての給付金が支払われる（直接支払令第45条）。支払対象となる勾配は30%以上であり、傾斜地給付金（18%以上）よりも条件は厳しくなっている一方で、支払単価は傾斜地給付金よりも高水準である。最も高い支払単価は、階段状（Terrassenlage. テラス状）のブドウ畑に対して適用される。2023年5月末現在における支払単価は、表2のとおりである。合計で10アール未満の傾斜地のブドウ畑しか持たない経営体には、この給付金は支給されない。また、1アール未満の土地の部分（土地の断片）は、当該給付金額の計算に際しては算入されない。

表2 ブドウ畑のための傾斜地給付金の支払単価（2023年5月末現在）

	1ヘクタール当たり年間支払単価
勾配30～50%の傾斜地にあるブドウ畑	1,500スイスフラン（約217,100円）
勾配50%を超える傾斜地にあるブドウ畑	3,000スイスフラン（約434,200円）
自然勾配30%超の階段状のブドウ畑	5,000スイスフラン（約723,600円）

（出典）Verordnung über die Direktzahlungen an die Landwirtschaft vom 23. Oktober 2013, Anhang 7 Beitragsansätze; 1 Kulturlandschaftsbeiträge; 1.4 Hangbeitrag für Rebflächen. <<https://www.fedlex.admin.ch/eli/cc/2013/765/de>> を基に筆者作成。

（iv）急傾斜地給付金

急峻な土地の耕作は、機械化が大幅に制限され手作業の割合が高くなる。したがって個々の経営体にとっては、その農業経営面積に占める急峻な土地の割合が高くなるほど、農業経営は困難になり、必要な労力も大きくなる⁽¹⁰¹⁾。

このため、経営体の受給適格な農用地の面積中に勾配35%超の急傾斜地の占める割合が30%を超える場合には、急傾斜地給付金が支払われる（法第71条第1項第b号、直接支払令第44条）。当該給付金の2023年5月末現在の1ヘクタール当たり支払額（支払単価）は、急

⁽¹⁰⁰⁾ “Hangbeitrag,” *op.cit.*⁽⁹⁸⁾

⁽¹⁰¹⁾ “Steillagenbeitrag,” Bundesamt für Landwirtschaft (BLW) website <<https://www.blw.admin.ch/blw/de/home/instrumente/direktzahlungen/kulturlandschaftsbeitraege/steillagenbeitrag.html>>

傾斜地の割合が30%の場合100スイスフラン（約14,500円）で、当該割合が増加するに従って支払単価も直線的に増加し、急傾斜地の割合が100%の場合の支払単価は1,000スイスフラン（約144,700円）となる（直接支払令別表7の1.3）。したがって、急傾斜地の割合をa%（ただしaは30以上100以下）とすると、急傾斜地給付金の支払単価は次の計算式で求められる。

$$\text{支払単価} = 100 + \{(1000-100) \div (100-30)\} \times (a - 30)$$

（v）アルプ放牧給付金・夏期放牧給付金

農耕景観給付金に含まれる他の2種類の直接支払類型——アルプ放牧給付金と夏期放牧給付金——は、上述の4種類の類型とは異なり、夏期放牧地の保護を目的とする。

アルプ（Alp）とは、森林限界を超える高山放牧地をいう。スイスでは、季節的に低地と高地の間で家畜（主に乳牛）を移動させる移牧、すなわち、夏に家畜をアルプに上げて放牧・搾乳を行い、チーズを製造し、他の期間はアルプを下りて山麓の畜舎で飼育を行う農業が伝統的に行われてきた⁽¹⁰²⁾。山麓の農業者から家畜の預託を受けて、このような夏期放牧（Sömmerung）を行う農業経営体を夏期放牧経営体という。当該経営体は、夏期放牧期間にのみ農業経営を行う季節性の経営体である、牧草地に特化している等の特徴を有する⁽¹⁰³⁾。

スイスの広大なアルプスの景観は、昔から草食動物の利用（乳牛の放牧）によって強い影響を受け、また、適切に利用することによってのみ保護され保存されるとされている⁽¹⁰⁴⁾。このような事情を踏まえ、夏期放牧については、夏期放牧地の持続可能な管理と手入れを支援するため、家畜（乳牛）を夏期放牧に送り出す者（山麓の農業者である通年経営体）と、家畜の預託を受けて夏期放牧を行う者（夏期放牧経営体）の双方に、それぞれ直接支払が行われる。前者の制度がアルプ放牧給付金、後者の制度が夏期放牧給付金である。

アルプ放牧給付金は、山麓の農業者である通年経営体にとって、家畜を夏期放牧に預託する誘因となる。通年経営体の所属するゾーンにかかわらず均一の給付額が付与される。当該給付金の支払単価は、2023年5月末現在、1回の通常預託（NST）⁽¹⁰⁵⁾につき年額370スイスフラン（約53,500円）である（法第71条第1項第d号及び第e号、直接支払令第46条及び別表7の1.5）。

他方、夏期放牧給付金は、動物種や放牧の状況（群れに対する保護措置を行っているか否か）等により支払単価が異なる。例えば乳牛の場合、2023年5月末現在、1回の通常預託につき年額400スイスフラン（約57,900円）が支払われ、更に追加給付金（Zusatzbeitrag）として、1回の通常預託につき年額40スイスフラン（約5,800円）が支払われる（法第71条第1項第d

⁽¹⁰²⁾ 並木健二「充実したスイスの酪農インフラ」『中酪情報』577号、2018.9、pp.4-6。<https://www.dairy.co.jp/dairydata/jdc_news/201809all.pdf>; 矢ヶ崎典隆ほか『新詳地理探究』帝国書院、2023、p.85。

⁽¹⁰³⁾ “Sömmerungsbetriebe.” Bundesamt für Landwirtschaft (BLW) website <<https://www.blw.admin.ch/blw/de/home/instrumente/direktzahlungen/voraussetzungen-begriffe/soemmerungsbetriebe.html>>

⁽¹⁰⁴⁾ Bundesamt für Landwirtschaft (BLW), “Sömmerungsbetriebe,” *Agrarbericht 2022*. <<https://www.agrarbericht.ch/de/betrieb/strukturen/soemmerungsbetriebe>>

⁽¹⁰⁵⁾ 1回の通常預託（Normalstoss: NST）とは、粗飼料飼育大家畜単位（raufutterverzehrende Grossvieheinheit: RGVE）1単位の100日間の夏期放牧に相当する（直接支払令第39条第2項）。大家畜単位（Grossvieheinheit: GVE）は、異なる種類の農業上の有用動物（家畜）の数を、動物種にかかわらず比較換算するために使用する計測尺度であり、雌ウシ1頭=1単位等、動物種やその状態ごとに係数（単位数）が設定されている（農業概念令第27条第1項及び別表）。粗飼料飼育大家畜単位は、ウシ、ヒツジ、ヤギ等の「粗飼料を食べる動物」に限定して、その数を動物種にかかわらず比較換算するために使用する計測尺度であるが、係数（単位数）自体は大家畜単位と同一である（農業概念令第27条第1項、第2項及び別表）。

号及び第 e 号、直接支払令第 47 条及び別表 7 の 1.6)⁽¹⁰⁶⁾。

(2) 供給保障給付金

供給保障給付金 (Versorgungssicherheitsbeiträge) は、連邦憲法第 104 条第 1 項第 a 号にいう「住民への安全確実な供給」を維持するために支払われる (法第 72 条第 1 項)。2023 年に約 9.2 億スイスフラン (約 1331 億円) の予算規模を持ち⁽¹⁰⁷⁾、7 種類の給付金制度中最大である⁽¹⁰⁸⁾。

この供給保障給付金は、その下位区分として、①基礎給付金 (Basisbeitrag)、②生産困難給付金 (Produktionserschwerungsbeitrag)、③開かれた耕地及び永年性作物に対する給付金 (Beitrag für die offene Ackerfläche und für Dauerkulturen) の 3 種類の直接支払類型を含んでいる (法第 72 条第 1 項、直接支払令第 2 条第 b 号)。各支払類型の概要は次のとおりである。

(i) 基礎給付金

基礎給付金は、生産能力の維持のために、1 ヘクタール当たりの単価で支払われる (法第 72 条第 1 項第 a 号)。2023 年 5 月末時点の基礎給付金の支払単価は、原則として農用地 1 ヘクタール当たり年額 700 スイスフラン (約 101,300 円) である。60 ヘクタールを超える経営面積に対しては、支払額が段階的に削減される (直接支払令第 50 条第 1 項及び別表 7 の 2.1)⁽¹⁰⁹⁾。

また、支給目的が「生産能力の維持」であるため、生物多様性推進地域 (本節 (3) で後述) に対しては基礎給付金の支給単価を低く設定することができる (法第 72 条第 2 項)。実際に、生物多様性推進地域として管理されている永続的な緑地 (牧草地等) に対する基礎給付金は、2023 年 5 月末時点で、1 ヘクタール当たり年額 350 スイスフラン (約 50,700 円) に減額されている (直接支払令第 50 条第 2 項及び別表 7 の 2.1)。

(ii) 生産困難給付金

生産困難給付金は、気候的に困難な状況下で生産能力を維持するために、山岳ゾーン及び丘陵ゾーンでの農用地に対して支払われる (法第 72 条第 1 項第 c 号)。当該給付金の 1 ヘクタール当たり年間支払単価は、2023 年 5 月末現在、丘陵ゾーン: 290 スイスフラン (約 42,000 円)、山岳ゾーン I: 410 スイスフラン (約 59,300 円)、山岳ゾーン II: 450 スイスフラン (約 65,100 円)、山岳ゾーン III: 470 スイスフラン (約 68,000 円)、山岳ゾーン IV: 490 スイスフラン (約 70,900 円) である (直接支払令第 52 条及び別表 7 の 2.2)。低地ゾーンの農用地に対しては、この給付金の支払は行われない。

(iii) 開かれた耕地及び永年性作物に対する給付金

カロリー生産量は草地よりも耕地の方が高いため、食料供給の安全性を維持するためには、開かれた耕地 (offene Ackerfläche. 脚注 (92) 参照) と永年性作物を栽培する耕地が、現在とほぼ同じ程度に保存されることが必要になる。この目的のため、標記の給付金が設定されている

⁽¹⁰⁶⁾ なお、ヒツジの群れに対して、常時の羊飼いによる世話 (Behirtung) 又は群れの保護対策 (Herdenschutzmassnahmen) なしに夏期放牧を行った場合や、夏期放牧が通常から著しく異なる状態で行われる場合 (例えば過度に集約的に行われる場合) 等では、夏期放牧給付金が減額されたり支給されないことがある (直接支払令第 48 条、第 49 条第 2 項及び別表 2)。

⁽¹⁰⁷⁾ Voranschlag 2023 mit IAFP 2024-2026, Band 2B, op.cit.(96), p.184.

⁽¹⁰⁸⁾ Huber, op.cit.(10), p.146.

⁽¹⁰⁹⁾ 2023 年 5 月末時点では、60 ヘクタールを超え 80 ヘクタールまでの部分は支払額の 20%、80 ヘクタールを超え 100 ヘクタールまでの部分は同 40%、100 ヘクタールを超え 120 ヘクタールまでの部分は同 60%、120 ヘクタールを超え 140 ヘクタールまでの部分は同 80% が削減される。140 ヘクタールを超える部分に対しては、基礎給付金の支払は行われない (直接支払令別表 7 の 2.1)。

(法第 72 条第 1 項第 b 号)⁽¹¹⁰⁾。この給付金の支払単価は全てのゾーンで同一であり、2023 年 5 月末現在、1 ヘクタール当たり年額 400 スイスフラン (約 57,900 円) である (直接支払令第 53 条及び別表 7 の 2.3)。

(3) 生物多様性給付金

一般に生物多様性とは、生物が進化の過程で多様に分化し、多種類の生物が存在する現象をいう⁽¹¹¹⁾。生物多様性の存在により、受粉、(天敵等による) 害虫の自然な規制、レクリエーション空間の提供等、多くの生態系サービス⁽¹¹²⁾が可能となり、社会全体が恩恵を受けるが、機械化の進行や土地利用の集約化等により、農業の場において、生物多様性の観点から貴重な生息地の多くが歳月の経過とともに消失してきた。このような展開に対抗し、土地の適切な利用に対して農業者に経済的補償をすることを通じて、生物多様性を促進し維持するため、連邦は、生物多様性給付金 (Biodiversitätsbeiträge) を支払う (法第 73 条第 1 項)⁽¹¹³⁾。2023 年の生物多様性給付金の予算規模は、4 億 4800 万スイスフラン (約 648 億 3500 万円) である⁽¹¹⁴⁾。

この生物多様性給付金は、その下位区分として、①品質給付金 (Qualitätsbeitrag) と、②ネットワーク給付金 (Vernetzungsbeitrag) の 2 種類の直接支払類型を含んでいる (直接支払令第 2 条第 c 号)。ただし①の品質給付金は、生物多様性の品質に応じて、品質レベル I (Qualitätsstufe I) と品質レベル II (Qualitätsstufe II) の 2 つのレベルに細分化される。各支払類型の概要は次のとおりである。

(i) 品質給付金

生物多様性推進地域とは、生物多様性の保護及び促進のために設けられ手入れが行われる、農業経営体内の農業経営が行われている地域をいう⁽¹¹⁵⁾。

基本的な品質を満たす生物多様性推進地域に対しては品質レベル I の給付金が支払われ、当該地域に追加的な植物の品質やその他の生物多様性を更に促進させる構造がある場合には、品質レベル I の給付金に加えて品質レベル II の給付金も支払われる⁽¹¹⁶⁾。当該給付金の支払対象、支払要件、支払単価等の詳細は直接支払令で規定されている。

(ii) ネットワーク給付金

ネットワーク給付金は、生物多様性推進地域のネットワーク化のために支払われる (法第 73 条第 3 項)。生物多様性推進地域を接続させる (ネットワーク化する) ことによって、集団間のつながりが改善され、種及び自然環境内部での遺伝的な交流等が確保されて個体群の適応

⁽¹¹⁰⁾ “Beitrag für offene Ackerflächen und Dauerkulturen.” Bundesamt für Landwirtschaft (BLW) website <<https://www.blw.admin.ch/blw/de/home/instrumente/direktzahlungen/versorgungssicherheitsbeitraege/beitrag-fuer-offene-ackerflaechen-und-dauerkulturen.html>>

⁽¹¹¹⁾ 八杉貞雄・可知直毅監修『旺文社生物事典 5 訂版』旺文社, 2011, p.245.

⁽¹¹²⁾ 生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵み (「生物多様性と生態系サービス」環境省自然環境局生物多様性センターウェブサイト <<https://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/policy/valuation/service.html>>)。

⁽¹¹³⁾ “Biodiversitätsbeiträge.” Bundesamt für Landwirtschaft (BLW) website <<https://www.blw.admin.ch/blw/de/home/instrumente/direktzahlungen/biodiversitaetsbeitraege.html>>

⁽¹¹⁴⁾ *Voranschlag 2023 mit IAFP 2024-2026*, Band 2B, *op.cit.*(96), p.184.

⁽¹¹⁵⁾ “Biodiversität auf dem Landwirtschaftsbetrieb: Biodiversitätsförderflächen,” 2019, p.3. Agrinatur website <https://www.agrinatur.ch/fileadmin/biodiversitaet/documents/de/Folien-Biodiv-4-Biodiversitaetsfoerderflaechen_20190329.pdf> 当該地域には、森林牧草地、輪作休閑地、生け垣等が含まれる。

⁽¹¹⁶⁾ *Voranschlag 2023 mit IAFP 2024-2026*, Band 2B, *op.cit.*(96), p.184. ただし、支払対象によっては品質レベル I (又は品質レベル II) の支払のみ行われるものもある。

力が高まり、その長期的な存続が可能になるとされている⁽¹¹⁷⁾。当該給付金の支払対象、支払要件、支払単価等の詳細は直接支払令で規定されている。連邦は、ネットワーク給付金の最大90%を拠出する（同）。

(4) 景観質給付金

景観質給付金 (Landschaftsqualitätsbeitrag) は、スイスの多様な農耕景観を保存し、促進し、更に発展させるために支給される（法第74条第1項）。支給対象の例としては、森林牧草地 (Waldweide) の保存、栗林 (Kastanienselven) の手入れ、山岳農業の促進等が挙げられる⁽¹¹⁸⁾。2023年の景観質給付金の予算規模は、1億4700万スイスフラン（約212億7400万円）である⁽¹¹⁹⁾。

この景観質給付金は邦によって支給され、連邦は最大で給付金額の90%を拠出する（法第74条第3項）。支給はプロジェクト単位で行われるため、各邦は地域のニーズを考慮することができる。他方、景観質給付金のために連邦が邦に財源を提供するのは（すなわち景観質給付金が支払われるのは）、当該プロジェクトの措置が、①各邦（あるいは地域のその他の担当機関）が設定した目標の達成のためのものであり、②邦と当該措置の管理者との間で適切な管理協定が締結されており、③目標及び当該措置が持続可能な空間開発の要件を満たしている場合に限られる（法第74条第2項）。邦は、管理協定で決定された業務に対するプロジェクト固有の基準に基づいて支払を行う（法第74条第3項）。

連邦から邦に提供される景観質給付金の拠出額は、土地の面積当たり又は家畜飼養頭数当たりで算出される（法第74条第2項）。算出単価は、2023年5月末現在、農用地1ヘクタール当たり年間最大120スイスフラン（約17,400円）、1回の通常預託⁽¹²⁰⁾当たり年間最大80スイスフラン（約11,600円）であり（直接支払令別表7の4.2）、これに基づき算出された金額を、連邦からの支出上限として、各邦に配分が行われる⁽¹²¹⁾。

(5) 生産システム給付金

生産システム給付金 (Produktionssystembeitrag) は、特に自然に密着した、環境親和的及び動物親和的な農業生産方式を促進するために支給される（法第75条第1項）。2023年の生産システム給付金の予算規模は、5億9200万スイスフラン（約856億7400万円）である⁽¹²²⁾。どのような農業生産方式に支払を行うかは、連邦参事会が決定する（法第75条第2項）。2023年5月末現在では、①有機農業、②植物保護製品（農薬等）の使用の放棄、③有用生物の生息帯 (Nützlingsstreifen) の設定による機能的な生物多様性への寄与、④土壌肥沃度の向上、⑤耕種農業における窒素の効率的な使用による気候対策への寄与、⑥草地での牛乳と肉の生産、⑦動物福祉（動物親和的な畜舎飼養システム、定期的な屋外での運動等）、⑧ウシの耐用期間の延長などに対して、生産システム給付金が支給される（直接支払令第65条）。給付金の支払単価等は、農業生産方式の内容や対象（作目や動物種等）により様々に細分化されている。

(117) “Biodiversitätsbeiträge,” *op.cit.*⁽¹¹³⁾

(118) Bundesamt für Landwirtschaft (BLW), “Landschaftsqualitätsbeiträge,” *Agrarbericht 2022*. <<https://www.agrarbericht.ch/de/politik/direktzahlungen/landschaftsqualitaetsbeitraege>>

(119) *Voranschlag 2023 mit IAFP 2024-2026*, Band 2B, *op.cit.*⁽⁹⁶⁾, p.184.

(120) 通常預託については、前掲注⁽¹⁰⁵⁾を参照。

(121) Bundesamt für Landwirtschaft (BLW), *op.cit.*⁽¹¹⁸⁾

(122) *Voranschlag 2023 mit IAFP 2024-2026*, Band 2B, *op.cit.*⁽⁹⁶⁾, p.184.

(6) 資源効率給付金

資源効率給付金 (Ressourceneffizienzbeitrag) は、土壌、水、大気等の資源の持続可能な利用を促進し、農業生産資材の使用効率を向上させる目的で支払われる (法第 76 条第 1 項)。2023 年の資源効率給付金の予算規模は、500 万スイスフラン (約 7 億 2400 万円) である⁽¹²³⁾。

この給付金は、資源効率的な技術や方法の導入措置に対して支払われるものであり、時限的な制度である (法第 76 条第 2 項)。どのような措置に当該給付金を支払うかは、連邦参事会が決定する (法第 76 条第 3 項)。支払対象となる措置は、①その有効性が証明されており、②給付金の支払満了後も実施が継続され、③近い将来において、農業経営体にとって経済的に実施可能であるものでなければならない (同)。したがって、この給付金の支払対象となる措置は、支払期間満了後、将来的には、直接支払の前提条件であるエコロジーの実施証明に取り込まれることが見込まれている。2023 年 5 月末現在、①植物保護製品 (農薬等) の精密散布技術 (葉の裏側からの散布等) の活用 (支払は 2024 年末まで)、②窒素低減のためのブタの成長段階に応じた給餌 (支払は 2026 年末まで) の 2 種類の措置に対して、資源効率給付金が支払われている (直接支払令第 82 条、第 82b 条並びに別表 7 の 6.1 及び 6.2)。

(7) 移行給付金

直接支払制度は 2014 年以降大きく再編され、従来の、耕作する農用地の規模に応じて全ての農業経営体に支払われていた一般面積支払 (Allgemeiner Flächenbeitrag) が廃止され、本章でその概要を紹介した実施事業ベースの制度に転換した。旧制度から新制度への移行を円滑に進めるために導入されたのが、移行給付金 (Übergangsbeitrag) の制度である。2023 年の移行給付金の予算規模は、1 億 4938 万 9500 スイスフラン (約 216 億 2000 万円) であり⁽¹²⁴⁾、支払係数 (旧制度下での受給実績に乗じて移行給付金の支給額を算出する係数) は、年々縮小している⁽¹²⁵⁾。

おわりに

本稿の記述は 2023 年 5 月末現在の情報に基づくものである。2023 年 6 月 16 日、連邦議会は、本来 2022 年から開始する予定であったスイスの新しい農業政策「2022 年からの農業政策 (Agrarpolitik ab 2022 (AP22+))」の中心を構成する農業法改正案を、予定より大幅に遅れて可決した⁽¹²⁶⁾。その内容については、稿を改めて紹介することとしたい。

(ひぐち おさむ)

⁽¹²³⁾ *ibid.*

⁽¹²⁴⁾ *ibid.*

⁽¹²⁵⁾ “Übergangsbeitrag.” Bundesamt für Landwirtschaft (BLW) website <<https://www.blw.admin.ch/blw/de/home/instrumente/direktzahlungen/uebergangsbeitrag.html>> 2014 年の支払係数は 0.4724 であったが、支払係数は以後年々縮小し、2022 年には 0.1003 となった (*ibid.*)。

⁽¹²⁶⁾ “20.022 Geschäft des Bundesrates: Agrarpolitik ab 2022 (AP22+): Chronologie Entwurf 1-Bundesgesetz über die Landwirtschaft (Landwirtschaftsgesetz, LwG) BBl 2020 4213.” Die Bundesversammlung website <<https://www.parlament.ch/de/ratsbetrieb/suche-curia-vista/geschaeft?AffairId=20200022>>